富士見市の環境



平成 19 年度 環境問題啓発ポスター 最優秀作品 吹金原滉耶さん

平成20年版

(平成19年度実績)

富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が出会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。 私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。 私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。 私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。 私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成12年4月10日

(平成12年度市制記念日式典にて宣言)

富士見市民憲章

わたくしたちは、自然のめぐみと永い伝統にはぐくまれた人情豊かな富士見市民です。これから も、希望にもえて未来をひらく富士見市民であることに誇りをもち、ふるさとの限りない発展とし あわせをねがい、ここに市民の心がまえとして、たゆまず努力することをめざし、この憲章を定め ます。

- 1. なによりも、人の心といのちを大切にするまちをつくりましょう。
- 1. 自然を愛し、緑ゆたかな明るいまちをつくりましょう。
- 1. 健康で仕事にはげみ、しあわせな家庭をつくりましょう。
- 1. きまりを守り、助けあい、平和なまちをつくりましょう。
- 1. 教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。

市の木

のけやき

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても 市内でよく見かけます。 成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の 発展との結びつきを感じさせます。 また、昔は一本のけやきが 一家の生計を救うこともあったという貴重な木でもあります。 (昭和57年4月10日市政施行10周年記念制定)



市の花

@131C

優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人と人との語り合いや団結を強く感じさせ、富士見市 民がひとつひとつの花のように思われます。

(昭和57年4月10日市政施行10周年記念制定)



目 次

第1章 総説

第1	節 富士見中の職署	
1	 地勢	2
2	位置	
3	· — 沿革	
4	交通	
5	人口	
6	土地利用	
7	気候	4
第2	節 環境行政	
1	 環境行政組織	5
2	環境課の事務分掌	
3	環境審議会	
筆3	節 環境基本計画の概要	
	<u> </u>	
1	基本理念	
2	環境像	
3	環境の基本目標と具体的目標	6
第2	2章 富士見市の環境	
/-/		
男 1	節 地球環境を考え、循環型社会をつくる	
1	エネルギーを大切にしよう	8
	(1)省エネルギーの推進	
	(2)クリーンエネルギーの推進	
	(3)低公害車の導入	
2	ごみを減らそう	
	(1)ごみ予算の状況	
	(2) ごみ処理の概要	
	(3)資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理へのとりくみ -	
	(4) 不法投棄の状況	18

3	身のまわりから有害化学物質を減らそう	-20
	(1)フロン対策の現況	-20
	(2) 光化学スモッグの現況、通報体制等	-20
	(3)公共施設のシックハウス対策の状況	-21
第2	節 自然環境を守り育てる	
4	森や緑や生き物を守り育てよう	-22
	(1)野生生物の現況	-22
	(2)鳥獣捕獲等許可の概要	-23
	(3)緑地の現況量	
	(4)都市公園等の整備状況	-23
	(5) 樹木等の保存	
	(6)生垣設置奨励事業補助金制度	
	(7) ふるさとの森	
5	水を大切にするまちづくりを進めよう	
	(1)水資源の保全と湧水の保全	
	(2)河川、水路の水質浄化	-26
第3	8節 環境に配慮したまちをつくる	
6	気持ちよく暮らせるまちにしよう	-28
	(1)街路樹の管理	-28
	(2) 放置自転車対策	-29
7	環境にやさしい農業を推進し市内で生産された農産物を食べよう	-31
	(1)「埼玉県特別栽培農産物」認証制度	-31
	(2) エコファーマー	-31
	(3) 埼玉ふるさと認証食品	-32
	(4)地元農産物の市内流通	-32
8	安心して住みつづけられる環境を確保しよう	
	(1)大気汚染	
	(2)ダイオキシン類の削減	
	(3)水質汚濁の現況	
	(4)騒音・振動の現況	
	(5)悪臭の現況	
	(6)地盤沈下の現況	
	(7) あき地の環境保全	
		40
	(8) 公害相談	

第4節 みんなの力を合わせる

9 身近	な環境を市民が守り育てよう	42
	ボランティア団体の活動	
10 環境	境教育は地域とともに進めよう	43
(1)	環境啓発事業	43
11 み/	んなで環境について学ぼう・話そう	44
(1)	富士見市市民人材バンクの概要	44
(2)	環境情報の提供	44
12 みん	んなで計画を評価し、実行しよう	45
(1)	計画推進体制の確立	45
(2)	環境に関する施策実績の報告	45
第3章	資料編	
第1節	環境関連条例等	48
第2節	用語解説	55

第1章 総説

第1節 富士見市の概要

第2節 環境基本計画の概要

第1節 富士見市の概要

1 地勢

本市は埼玉県の南東部、首都30キロメートル圏に位置し、東は荒川を挟んでさいたま市に、 北は川越市とふじみ野市、西は三芳町、南は志木市にそれぞれ接しています。面積は19.70km²で、県全体の面積に対する割合は0.51%となっています。

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれており、台地部はさらに諸河川の分断により、独立した小台地となっています。洪積層からなる武蔵野台地は、明治・大正初期には台地林が帯状に連なり、広大な雑木林を形成していましたが、現在はその大半が住宅地と畑作地帯で構成されています。一方、沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川という、2つの1級河川を擁する水田地帯となっています。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代に行われた河川改修によるもので、それ以前の荒川はびん沼川として、その面影をわずかに残しています。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土(ローム)でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海になっていたことによるものであり、台地縁辺部には当時の人々の生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。

2 位置

埼玉県の南東部分、首都 30 キロメートル圏に位置し、東は志木市とさいたま市、北は川越市といるのである。 といじみ野市、西は三芳町にそれぞれ接しています。



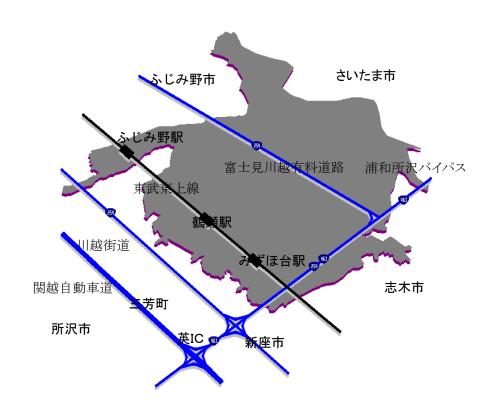
3 沿革

明治 22 年 4 月 昭和 31 年 9 月 30 日 昭和 39 年 4 月 1 日 昭和 47 年 4 月 10 日 町村制が施行され、鶴瀬、南畑、水谷の各村ができる 鶴瀬、南畑、水谷の3村が合併して富士見村が発足 富士見村が町制を施行し、富士見町が発足 富士見町が市制を施行し、富士見市が発足

4 交通

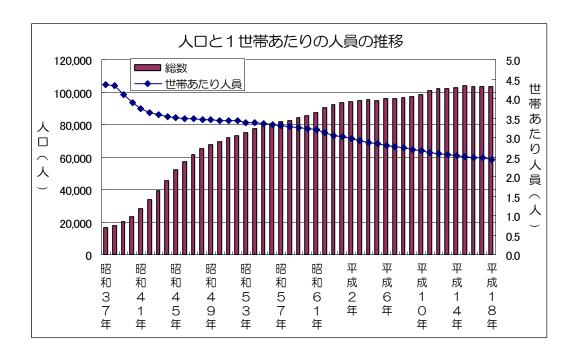
鉄道は、東武東上線が南北に通過しており、みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の3駅が設置されています。鶴瀬から池袋までは約30分、有楽町までは約1時間となっており、首都圏への交通アクセスの良さがうかがえます。

道路は、周辺都市を結ぶ 主要な道路として、南北方 向に国道 254号(川越街 道)、富士見・川越有料道 路(国道 254号バイパス) が、東西方向に国道 463 号(浦和所沢バイパス)が 通っています。



5 人口

人口は、平成19年9月30日では105,457人、43,990世帯となっています。昭和30年代から大規模団地の建設などにより、都市化と人口の急増が進んでいましたが、昭和45年をピークに、人口増加は落ち着きを見せ、平成5年には対前年比ではじめてマイナスとなり、ほぼ横ばいから微増となっています。また、世帯あたり人員の減少の割合が大きく、単身世帯や核家族世帯の増加がうかがえます。



6 土地利用

地目別土地面積(単位:ha)

年度	総面積	耕地			宅地	山林	原野	雑種地	その他	
十反	心田性	計	\blacksquare	畑	七地	山州	跃封	木田作宝工店		
H14	1, 970. 0	746. 7	476. 5	270. 2	579. 6	17. 3	0. 1	110. 5	515. 8	
H15	1, 970. 0	733. 6	470. 4	263. 2	588. 6	16. 6	0. 1	115. 7	515. 4	
H16	1, 970. 0	728. 9	469. 2	259. 7	594. 4	16. 2	0. 1	115. 4	515. 0	
H17	1, 970. 0	720. 4	465. 8	254. 8	599. 6	15. 9	0. 1	116. 7	517. 1	
H18	1, 970. 0	716. 2	466. 7	249. 5	605. 7	15. 6	0. 1	116. 5	515. 9	
H19	1, 970. 0	710. 5	463.8	246. 7	611. 2	15. 5	0.0	117. 5	515. 3	

資料:税務課(概要調書)

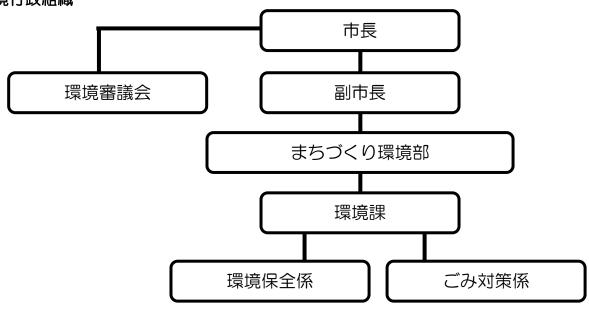
7 気候

年次	気温 (℃)			風速(m/s)	湿度(%)	天候				降水量
4次	平均	最高	最低	平均	最大	平均	晴日	曇日	國日	雪日	(mm)
平成元年	15. 0	35. 2	-3. 4	2. 7	23. 1	62. 9	197	115	53	1	1, 404. 0
2年	16. 1	39. 8	-5. 6	2. 7	27. 9	59. 3	219	103	40	3	972. 0
3年	15. 3	38. 6	-6. 0	2. 5	29. 0	67. 7	209	115	41	_	1, 453. 0
4年	14. 8	38. 4	-6. 4	2. 5	22. 3	71. 3	219	114	33	_	847. 0
5年	14. 3	35. 5	-3. 6	2. 3	27. 4	70. 8	212	102	50	1	954. 5
6年	15. 5	38. 8	-4. 6	2. 0	24. 3	67. 0	242	89	32	2	1, 020. 5
7年	14. 9	38. 2	-5. 3	2. 0	21. 2	67. 0	235	104	26	_	1, 222. 0
8年	14. 3	39. 1	-5. 6	1. 7	23. 8	66. 5	233	102	30	1	1, 000. 5
9年	15. 7	40. 6	-4. 3	1. 7	23. 1	68. 9	245	90	30	_	1, 177. 0
10年	16. 2	38. 7	-4. 8	1. 6	22. 7	73. 7	187	130	44	3	1, 927. 0
11年	16. 5	37. 6	-3. 7	1. 7	21. 2	76. 3	252	79	34	1	1, 536. 5
12年	16. 6	39. 7	-3. 7	1. 7	19. 6	69. 9	244	88	34	_	1, 496. 0
13年	16. 2	40. 5	-6. 2	2. 5	16. 4	70. 5	238	85	39	2	955. 0
14年	16. 5	38. 9	-3. 3	1. 5	19. 7	65. 7	213	115	35	2	1, 315. 5
15年	15. 6	38. 6	-3. 4	1. 7	19. 7	69. 6	171	140	54	_	1, 202. 5
16年	16. 1	39. 5	-3. 0	1. 5	19. 7	67. 3	231	94	40	1	1, 532. 0
17年	15. 7	37. 8	-4. 1	1. 9	24. 4	65. 0	218	112	35	_	1, 255. 5
18年	15. 9	37. 1	-4. 5	1. 7	21. 1	59. 4	166	149	48	2	1, 569. 0
19年	16. 6	39. 9	-1.7	1. 3	25. 8	61. 7	214	119	32	0	1, 269. 0

資料:入間東部地区消防組合

第2節 環境行政

1 環境行政組織



2 環境課の事務分掌

環境保全及び創造の総合的調整に関すること。

自然保護に関すること。

鳥獣飼育の許可に関すること。

公害防止に関すること。

電波障害に関すること。

墓地等の設置に関すること。

ねずみ及び病害虫の駆除に関すること。

廃棄物の収集運搬に関すること。

環境施策推進市民会議に関すること。

専用水道に関すること。

浄化槽に関すること。

資源循環に関すること。

ごみの減量化に関すること。

志木地区衛生組合との連絡調整に関すること。

入間東部地区衛生組合との連絡調整に関すること。

3 環境審議会

環境基本条例の施行に伴い、市長の諮問に応じて、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調 査審議する環境審議会を平成16年5月28日に設置しました。

《委員構成》(平成20年3月31日現在)

総数 15人 分野別人数の内訳 学識経験者 5人 市民・市民団体 4人

公募市民 2人

男女の構成 男性 10人

事業者

女性 5人(女性比率33%)

4人

第3節 環境基本計画の概要

1 基本理念

環境基本計画は、「富士見市環境基本条例」と共通の基本理念に基づいて策定されました。 《基本理念》

- ○環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- ○環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- ○環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。 (富士見市環境基本条例 第3条〔基本理念〕)

2 環境像

環境基本計画の策定にあたり、望ましい環境像を、本計画の理念に基づいて、以下のように定めます。

《環境像》

~いのち豊かな里 湧き水のまち 富士見~

3 環境の基本目標と具体的目標

環境像を実現していくために、環境を「つくる」「守る」「育てる」という観点から、4つの環境の基本目標を定め、それに基づき、12の環境の具体的な目標を定めます。

《環境の基本目標》

《環境の具体的目標》

地球環境を考え、循環型社会をつくる―――	エネルギーを大切にしよう
	ごみを減らそう
	身のまわりから有害化学物質を減らそう
自然環境を守り育てる ―――	森や緑や生き物を守り育てよう
	水を大切にするまちづくりを進めよう
環境に配慮したまちをつくる ―――	気持ちよく暮らせるまちにしよう
	環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう
	安心して住み続けられる環境を確保しよう
みんなの力を合わせる	身近な環境を市民が守り育てよう
	環境教育は地域とともに進めよう
	みんなで環境について学ぼう・話そう
	みんなで計画を評価し、実行しよう

第2章 富士見市の環境 (平成19年度実績報告)

第1節 地球環境を考え、循環型社会をつくる

1 エネルギーを大切にしよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 化石燃料の消費を抑制する省エネルギーを推進し、二酸化炭素に代表される温室効果ガスや 大気汚染物質の発生抑制に努め、地球環境の保全に貢献します。
- ◆ 無駄なエネルギーの消費を抑制し、枯渇性資源の浪費を抑制します。
- ◆ 公共施設や学校を中心に、太陽光発電や小型風力発電などの再生可能なクリーンエネルギー の導入に努めます。
- ◆ 徒歩や自転車などの活用により、人にやさしいまちづくりを推進し、将来の市民に住み良い 環境を引き継ぎます。

(1)省エネルギーの推進

日々深刻化している地球温暖化を防いでいくためには、日常生活や事業活動で消費されるエネルギーの使用を抑制し、排出される温室効果ガスを減らしていく必要があります。

本市では、地球環境への負荷を低減し、持続可能な社会を形成していくための対策として、「富士見市地球温暖化対策実行計画」を平成18年度に策定し、本市の公共施設から出される温室効果ガスの量を削減するために、実行していかなければならない内容を定め、削減に向けた取り組みをはじめています。また、1世帯あたりの家庭が、温室効果ガスをどれだけ出しているのかが把握できる「富士見市版環境家計簿」を作成し、市民の方にご協力をお願いしているほか、埼玉県の主催する「1日エコライフデー」に参加し、日常生活で使う電気や、家族の人が使う車など、地球温暖化の原因となるようなことに気をつけてもらうことで、温室効果ガスを削減する取り組みにご協力をいただいています。以上のような取り組みを通じて、省エネルギーの推進と地球温暖化対策を進めています。

①平成19年度温室効果ガス排出量

本市では、平成18年度に策定した「富士見市地球温暖化対策実行計画」に基づき、平成23年度の全ての行政活動から排出される温室効果ガスの量を、平成16年度(基準年)に比べて6%削減する取組みを進めています。平成19年度における温室効果ガスの総排出量は8,909,439,26kg-CO2で、基準年度比6,60%の削減となりました。

(単位:kg-CO2)

		平成16年度		基準年度比
調査	查項目	十八 1 0 千尺	平成19年度	
侧鱼块口		(基準年)	1/3/10-1/2	(%)
燃料	ガソリン	138, 133. 89	109, 325. 58	—20 . 86
	灯油	107. 448. 59	88, 013. 19	—18.09
	軽油	33, 304. 51	31, 749. 98	- 4.67
	A重油	595, 825. 96	467, 546. 66	—21.53
	LPG	146. 762. 62	98, 409. 40	−32.95
	都市ガス	837. 891. 06	786, 689. 63	– 6. 11
電力		7, 669, 420. 68	7, 319, 124. 94	— 4.57
自動車走行に伴うもの		6999. 17	6139. 97	—12. 28
一般廃棄物焼却に伴うもの		2740. 82	2439. 91	—10 . 98
温室効果ガス総排	出量	9, 538, 527. 30	8, 909, 439. 26	- 6.60

[※]小数点第3位以下四捨五入。

平成19年度温室効果ガス種類別排出量

平成19年度温室効果ガス種類別	(単位:kg-CO2)		
リログロック 1 ログロック 1 ログロ 1 ログ 1 ログロ 1 ログロ 1 ログロ 1 ログロ 1 ログロ 1 ログロ 1 ログ 1 ログロ 1 ログロ	平成16年度	亚弗4 0 年度	基準年度比
温室効果ガスの種類	(基準年)	平成19年度	(%)
二酸化炭素	9, 528, 787. 31	8, 900859. 38	- 6. 59
メタン	174. 09	152. 88	—12. 18
一酸化二窒素	6, 692. 90	5, 983. 00	-10.61
ハイドロフルオロカーボン	2, 873. 00	2, 444. 00	—14 . 93
温室効果ガス総排出量	9, 538, 517. 30	8, 909, 439. 26	- 6. 60

[※]小数点第3位以下四捨五入。

(2) クリーンエネルギーの推進

本市では、温室効果ガスの排出を抑えた太陽光発電システムを、市内3箇所の公共施設に導入 し、環境にやさしい取り組みを行っています。

また、市内全体での太陽光発電システムの設置件数は累計で257件であり、平成19年度だ けで28件増加しました(平成6年度以降平成19年度末現在:東京電力株式会社調)。

平成19年度施設別使用電力及び太陽光発電量

施設名	発電容量	電気使用量	太陽光発電量	使用電力との比率	
市民文化会館	30 Kw	1,043,472 Kwh	36, 411 Kwh	3. 49%	
ふじみ野交流センター	10 Kw	311,082 Kwh	6,628 Kwh	2. 13%	
鶴瀬西交流センター	5 Kw	110,803 Kwh	4, 114 Kwh	3. 71%	

(3) 低公害車の導入

本市で使用している公用車については、台数の削減及び低公害車への切り換えを進めており、現 在天然ガス自動車7台、ハイブリッド車1台、低燃費車28台を導入しています。

2 ごみを減らそう

【環境の具体的な目標】

- ◆ ごみを減らすために、くらしに5Rを徹底させます。
- ◆ 限りある資源を大切にするため、資源を循環させて利用します。
- ◆ ごみを適正に処理し、地下水や大気などの環境汚染を防止します。
- ◆ 生ごみも資源ととらえ、堆肥化して活用します。
- ◆ ごみに関する意識啓発を行い、ごみ出しルールを徹底します。
- ◆ ごみのない美しく快適なまちづくりを進めます。

(1) ごみ予算の状況

①ごみの収集運搬にかかる経費

ごみの収集運搬は、直営収集、委託収集及び協定収集で行っています。協定にかかる費用は、 資源回収業者に対する定期資源回収奨励金となっています。

直営収集にかかる費用と委託・協定収集にかかる費用

(単位:円)

年度	直営収集	委託収集	協定収集	合計
平成 12 年度	233, 903, 709	136, 220, 250	31, 346, 555	401, 470, 514
平成 13 年度	248, 033, 610	140, 961, 082	28, 240, 425	417, 235, 117
平成 14 年度	215, 164, 718	166, 079, 745	30, 362, 500	411, 606, 963
平成 15 年度	195, 618, 984	168, 337, 134	27, 157, 795	391, 113, 913
平成 16 年度	182, 935, 950	166, 652, 714	28, 005, 420	377, 594, 084
平成 17 年度	147, 327, 979	162, 105, 285	25, 250, 375	334, 683, 639
平成 18 年度	148, 049, 145	158, 580, 624	24, 800, 565	331, 430, 334
平成 19 年度	144, 296, 267	156, 259, 439	18, 187, 620	318, 743, 326

②ごみの処分にかかる経費

平成19年度の富士見市の志木地区衛生組合の負担金は687,329千円です。これを平成19年9月30日現在の住民基本台帳人口で割って得られる一人当りのごみ処分費用は6,518円となっています。

ごみ処分費用

年度	組合決算額(千円)	組合負担金(千円)	人口(人)	一人あたりの処分費用(円)
平成 12 年度	5, 427, 391	723, 185	103, 356	6, 997
平成 13 年度	4, 925, 448	650, 120	103, 674	6, 271
平成 14 年度	6, 051, 074	651, 983	104, 203	6, 257
平成 15 年度	2, 411, 325	668, 825	105, 357	6, 348
平成 16 年度	2, 538, 126	698, 980	105, 010	6, 656
平成 17 年度	2, 770, 557	770, 023	104, 888	7, 341
平成 18 年度	2, 685, 452	742, 693	104, 905	7, 080
平成 19 年度	2, 119, 641	687, 329	105, 457	6, 518

[※]人口は各年度10月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人人口の合計。

(2) ごみ処理の概要

①家庭系一般廃棄物排出量の推移

平成19年度の家庭系一般廃棄物の総排出量は22,435.38 t で、可燃ごみの量は18,343.30 t でした。家庭系一般廃棄物排出総量に占める可燃ごみの割合は重量比81.76%でした。

可燃ごみは、平成10年度をピークに最近6ヵ年は減少しています。粗大ごみが平成8年度を境に大幅に減少しているのは粗大ごみを粗大ごみと不燃ごみに分けて処理し始めたためです。不燃ごみと粗大ごみの合計は、平成19年度は1,580.20 t で、減少傾向にあります。ビン、カンは減少傾向にありますが、資源プラスチック、ペットボトルは増加傾向にあります。

27.000t 2.000t 可燃ごみ 25.000t 家庭系合計 1,500t 23.000t 資源プラスチック 粗大ごみ 1,000t 21.000t 不燃ごみ 19,000t ヒン 500t 17,000t カン 15.000t 10 11 12 13

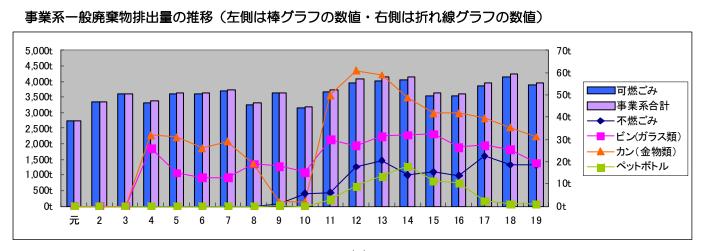
家庭系一般廃棄物排出量の推移(左側は棒グラフの数値・右側は折れ線グラフの数値)

②事業系一般廃棄物排出量の推移

平成 19 年度の事業系一般廃棄物の総排出量は 3,962.14 t で、うち可燃ごみの量は 3,891.90t でした。事業系一般廃棄物排出総量に占める可燃ごみの割合は重量比で 98.23%でした。

事業系一般廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、自己責任処理が義務づけられ (第3条)、各事業所は有料によりごみを処理しています。

平成10年4月に志木地区衛生組合で処理料金の値上げによる改定が行われ、平成10年度は、一時的に排出量が前年度より大きく減りました。しかし、再び平成11年度から増加傾向になりましたが、平成14年10月から始まった可燃ごみへのプラスチックの混入制限(10%以内)や廃棄物に対する事業所の分別意識の向上により減少してきましたが、事業系一般廃棄物の排出総量は近年増加傾向にあります。



志木地区衛生組合で処理した一般廃棄物(種類別、家庭系十事業系)

年				度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
人口) (10月	1 日現	!在)	103, 674	104, 203	105, 357	105, 010	104, 888	104, 905	105, 457
世帯	世帯数(10月 1 日現在)			!在)	40, 483	41, 135	42, 094	42, 366	42, 713	43, 267	43, 990
志木	地区征	衛生組合	処理量	(t)	27, 528. 11	26, 634. 82	26, 941. 98	26, 579. 30	27, 068. 34	27, 228. 84	26, 397. 52
	可	燃	ĩ	み	23, 869. 65	22, 601. 08	22, 733. 60	22, 443. 68	22, 942. 22	23, 056. 04	22, 235. 20
	不	燃	ĩ	み	905. 90	833. 88	898. 24	851. 28	906. 88	901.8	867. 44
	粗	大	ご	み	501.86	602. 84	661.56	695. 02	668. 08	749. 52	731.32
	ビ			ン	1, 243. 86	1, 105. 24	1, 135. 68	1, 086. 22	1048.00	1, 001. 92	1, 019. 86
	カ			ン	629. 74	594. 08	579. 62	541. 46	531. 26	520. 02	518. 76
	~	ット	ボト	・ル	299. 76	314. 70	311. 68	330. 40	327. 84	332. 88	348. 64
	資源	原プラ	スチ	ック	77. 34	583. 00	621. 60	631. 24	644. 06	666. 66	676. 30

③最終処分量の推移とその状況

※(カッコ内は志木地区衛生組合構成3市分の数値)

平成 19 年度において収集された可燃ごみ 22,235(72,973) t を焼却して出る焼却灰は、2,075(6,782) t でした。一般的に、可燃ごみを焼却した場合、減量率は 90%といわれていますが、平成19年度の減量率は 93 (93) %でした。

一方、集塵灰の量は 774(2,742) t でした。また、金属(粗大ごみ等)残渣は 218(615) t 、ガラス残渣は O(O) t でした。

これらの焼却灰、集塵灰、不燃残渣(金属残渣とガラス残渣)はすべて埋め立て処分しています。埋め立て処分量は微増傾向にあるものの、志木地区衛生組合区域内には最終処分場はなく、すべてを自区外の最終処分場に依存しています。

富士見市の一般廃棄物最終処分量

(単位: t)

最終	冬処分物	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17年度	18 年度	19年度
焼却灰		2, 196	1, 965	2, 125	2, 096	1, 988	2, 142	2, 075
集塵灰		626	703	825	879	854	835	774
不炒	然残渣	336	304	286	323	338	335	218
	金属残渣(粗大残渣)	303	289	278	320	335	335	218
	ガラス残渣	33	15	8	3	3	0	0
埋め	か立て処分量	3, 158	2, 972	3, 236	3, 298	3, 180	3, 312	3, 067

※「志木地区衛生組合の概要」、「志木地区衛生組合3市別ごみ処理総量」により、所定の計算方法で算出。

④医療系一般廃棄物対策

医療系一般廃棄物については、注射針等が手に刺さる事故の発生など、不測の事態を避けるために、ごみ集積所に排出することを禁止しています。排出にあっては、専門の処理業者に委託し処理することになっており、概ね適正に処理されていますが、依然として一部医院・病院等や一般家庭から、インシュリンなどの注射針やカテーテルのチューブ、点滴の袋などが資源プラスチックとしてごみ集積所に排出され、収集にあたる作業員が怪我をするなどの事故が発生しています。医療系一般廃棄物の排出の仕方については、市広報等を通じて啓発を実施していますが、不測の事態を避けるためにも、引き続き市民へ周知をしていく必要があります。

⑤し尿処理の状況

し尿の処理は、公共下水道による処理、浄化槽による処理、汲取りによる処理となっています。 平成19年度末現在の公共下水道接続人口(水洗化人口)は92,782人、浄化槽人口は、11,949人、汲み取り人口は947人です。

入間東部地区衛生組合で処理しているし尿は、一般家庭が設置している単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の汚泥、及び一般家庭及び建設現場などで設置している汲み取り式便所の生し尿です。

$^{\prime\prime}$	-LVX-0+		L	hn TE	
公共 ト	バ追の岩	5及状況と	こし尿	処理の	坏况

年度	総人口	水洗化人口	浄化槽人口	汲取り人口	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量
H12	103, 157	82, 913	18, 125	2, 119	2, 921kl	6, 334kl
H13	103, 692	84, 532	17, 387	1, 773	2, 321kl	5, 800kl
H14	104, 539	86, 336	16, 711	1, 492	2, 067kl	5, 280kl
H15	105, 113	88, 216	15, 754	1, 254	1, 704kl	4, 994kl
H16	104, 550	89, 159	14, 854	1, 164	1, 695kl	3, 061kl
н17	104, 600	90, 294	13, 267	1, 039	1, 483kl	4, 349kl
н18	104, 956	91, 661	12, 329	966	1, 555kl	4, 067kl
H19	105, 578	92, 782	11, 949	847	1, 561kl	2, 922kl

[※]人口は各年度末時点における住民基本台帳人口及び外国人人口の合計。

(3) 資源循環型社会の構築と廃棄物の適正処理へのとりくみ

①容器包装リサイクルへの対応

本市では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)第8条に基づき、平成8年に第1期富士見市分別収集計画を、平成11年に第2期、平成14年に第3期、平成17年に第4期、平成19年に第5期富士見市分別収集計画を策定しています。次頁の表は分別収集計画量と実績量です。

[※]入間東部地区衛生組合は、富士見市、ふじみ野市、三芳町の2市1町で構成する一部事務組合。

分別収集計画量と分別収集実績

		夕 左连	計画量	分別収集実績量
	而日	名・年度	(A)	(B)
	4111	H14	543	511. 75
	無	H15	550	463. 06
	色	H16	550	428. 93
	ガラ	H17	555	432. 39
	ノス	H18	408	415. 26
		H19	410	399. 04
	*	H14	326	248. 60
	茶	H15	274	255. 18
ビン類	色 ガ	H16	279	245. 35
類		H17	280	236. 04
	ラス	H18	243	229. 22
		H19	244	233. 42
	そ	H14	217	167. 38
	の	H15	186	214. 47
	他	H16	185	235. 89
	ガ	H17	189	209. 81
	ラ	H18	266	223. 02
	ス	H19	267	227. 96
	^°	H14	298	310. 61
	ツ	H15	330	312. 38
	۲	H16	335	318. 43
	ボ	H17	335	319. 41
ヹ゚	۲	H18	334	332. 81
	ル	H19	335	345. 99
プラスチック類		H14	885	492. 32
グ 類		H15	744	520. 13
	プ	H16	749	522. 03
	ラ	H17	753	533. 29
		H18	555	553. 17
		H19	557	562. 53

T									
	品目	名・年度	計画量	分別収集実績量					
			(A)	(B)					
	ス	H14	482	477. 99					
	へ チ	H15	518	470. 38					
	J	H16	513	407. 50					
	ル	H17	520	368. 39					
	缶	H18	393	352. 77					
カ	Ш	H1 9	394	341. 41					
カ ン 類		H14	121	104. 92					
	ア	H15	115	96. 31					
	ル	H16	115	108. 32					
	111	H17	117	143. 40					
	缶	H18	112	151. 19					
		H1 9	112	168. 12					
		H14	443	759. 67					
	段	H15	770	750. 66					
	术	H16	795	728. 12					
	J	H17	803	740. 19					
	ル	H18	762	743. 62					
紙		H1 9	765	728. 36					
紙類		H14	3	15. 38					
	紙	H15	21	14. 81					
	J۴	H16	17	17. 46					
	ツ	H17	18	14. 08					
	ク	H18	21	11. 88					
		H1 9	21	12. 78					

②デポジット制度について

本市では、庁舎内に設置されている自動販売機で販売された使用済みの缶・紙コップ類の回収について平成14年4月より販売価格から一定の金額を返却するデポジット制度をごみの分別・環境美化のために導入しています。

③家電リサイクル法及びパソコンリサイクル法への対応

平成13年4月1日より特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が施行されたことに伴い、富士見市では、富士見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則を改正し、富士見市一般廃棄物処理実施計画を改め、粗大ごみとして家電4品目を収集しないこととしています。排出者は、購入元販売店、買替え先販売店に引取りを依頼するか、許可業者に依頼するかの対応をとることになります。

また、平成15年 10月1日に、資源有効利用促進法施行令が改正され、家庭系パソコンのリサイクルがはじまりました。これにより、市としてパソコンの収集を停止し、メーカー回収をお願いすることとなりました。

④生ごみ処理容器購入費補助制度

《目標値『ごみ処理機4,200台』をめざします。》

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理容器及び電動式生ごみ処理機の購入者に対し、購入費用の一部を助成する制度を設けています。

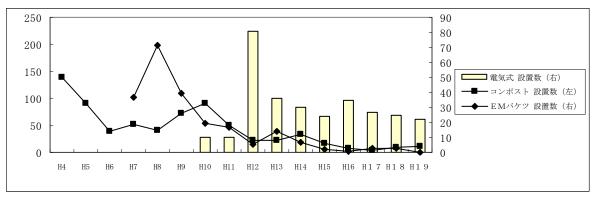
補助率と限度額

名				称	Ε	М	バ	ケ	ツ		ン	ポ	ス	7	電気式生ごみ処理機
性	能等	う の	条	件	110以上			130 l 以上			分解消滅型・乾燥型				
1	世書	帯 あ	た	り	2個	2個まで 2基まで		1台まで							
姑	補 助 率		547	24	} თ1	4		2/\01					市内店舗:2分の1		
邢			4\\	2).	ו כ∪נ				2分の1		市外店舗:3分の1				
1 4	1台当り補助上限額		1,0	00 F	9			3,000円			20,000円				
1 0			を説	10	0円	未満り	刀捨		100 円未満切捨			刀捨		1,000 円未満切捨	

生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の普及状況(補助金交付実績ベース)

年度	E M	/\ <u>`</u>	ケッ	コンガ	ポス	-	電気式生ご	ごみ処理機
4.皮	補助件数	設	置数	補助件数	設置	数	補助件数	設 置 数
H12	11		15	17		22	81	81
H13	25	;	38	19		23	36	36
H14	12	2	19	26		33	30	30
H15	3	3	5	16		17	24	24
H16	2	2	2	6		7	35	35
H17	3	3	8	3		3	27	27
H18	(6	8	8		10	25	25
H19	()	0	9		11	22	22

生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の普及状況(補助金交付実績ベース)



⑤定期資源回収

平成5年6月1日より、週1回不燃ごみの日に、隔週で、ダンボール・新聞・雑誌・繊維類について分別収集を南畑・勝瀬地区を除く市内全域で開始しました。東入間資源リサイクル協同組合と協定を交わし、収集量に応じて奨励金を支払うこととしました。

資源回収業者の育成のため、また、委託化よりも財政負担が少ないため、この措置は他市町村の模範となっています。

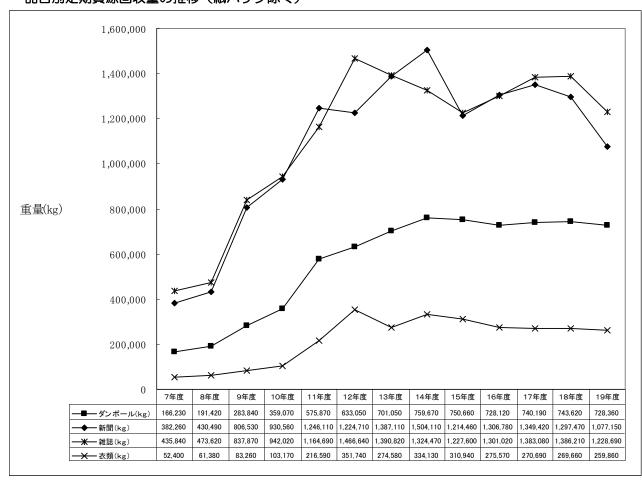
平成8年4月1日より、紙類に新たに「紙パック」を加え、また、南畑・勝瀬地区を収集区域に加え、分別収集を一層充実したものとしました。平成11年4月1日からは、従来隔週で実施していた定期資源回収を毎週実施することとしました。

平成12年4月1日からは、紙類に「その他の紙」を加え、全ての紙類を網羅しました。しかし、排出方法が袋出しであったため、生ごみ・不燃ごみなどの混入が相次ぎ、平成12年度のみで終了しました。

平成13年4月1日からは、「その他の紙」のうち4種類の紙類(ボール紙、包装紙、紙袋、カレンダー)のみを回収することとしました(統計上は雑誌扱い)。

なお、本市でも他市町村同様に新聞、缶等の資源ごみの横取りが多くなっため、平成18年6月には集積所に出された資源は市に所有権があるものと規定し、市指定の回収業者が、早朝から自主的にパトロールを実施するなど、横取り防止に努めています。

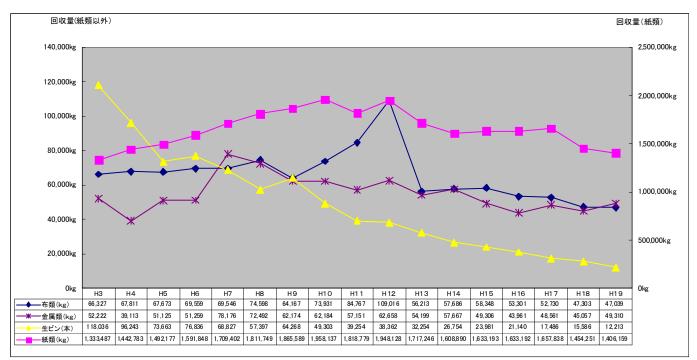
品目別定期資源回収量の推移(紙パック除く)



⑥集団資源回収

平成2年度より、集団資源回収実施団体奨励金交付制度を設け、再利用できる資源を集団で回収する団体に対し、奨励金を交付しています。これにより、地域各団体の自主的な資源回収が促進され、資源の再利用・ごみの減量化が図られると共に、地域コミュニティの育成が促進されるという副次的な効果も期待されます。過去15年間の推移を見ると、総回収量は緩やかに増加していましたが、平成13年度以降は横ばい傾向にあります。平成3年以降、ビンの回収量が著しく減少しているのは、ペットボトルがビンに取って代わったためであると考えられます。

集団資源回収量の推移



(4) 不法投棄の状況

平成19年度における不法投棄の発生件数は226件でした。内訳としては、ごみ集積所が90件、公園が9件、その他の場所が127件でした。平成18年度より合計件数は減少していますが、依然として多くの不法投棄が発生している状況です。

不法投棄発生件数

場所年度	集積所	公 園	その他	合計(件)
平成14年度	45	21	303	369
平成15年度	94	34	177	305
平成16年度	76	39	148	263
平成17年度	145	90	159	394
平成18年度	99	60	146	305
平成19年度	90	9	127	226

平成13年4月1日から、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が施行されたことに伴い、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)の収集を停止しました。

家電リサイクル制度は、消費者にリサイクル料金の負担を求める制度です。

不法投棄された家電品は、正規の処理方法と同様に家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に搬入しております。平成13年度以降家電4品目の不法投棄は、平成13年度で156点、平成14年度は122点、平成15年度は61点、平成16年度は44点、平成17年度57点、平成18年度23点、平成19年度は23点の不法投棄がありました。

不法投棄物及びごみゼロ活動によるポイ捨てごみの回収量、不法投棄がもたらす財政負担は下記の表のとおりです。処理費総額は概ね減少傾向にあります。

不法投棄物及びごみゼロ活動によるポイ捨てごみの回収量(処理困難物除)

	•					
年度	不法投棄物	ごみゼロ活動によるポイ捨てごみ収集				
十/支	个还技果彻	空き缶	その他のごみ kg 15,700kg kg 11,660kg kg 11,620kg kg 13,420kg			
平成 14 年度	28, 800kg	640kg	15, 700kg			
平成 15 年度	34, 320kg	860kg	11, 660kg			
平成 16 年度	24, 800kg	1, 300kg	11, 620kg			
平成 17 年度	30, 340kg	140kg	13, 420kg			
平成 18 年度	20, 080kg	200kg	17, 800kg			
平成 19 年度	17, 840kg	340kg	18, 560Kg			

[※]汚れのある空き缶は不燃ごみになり、再資源化されない。

不法投棄がもたらす財政負担

(単位:円)

年度	処理委託費	不法投棄家電 リサイクル料金	自己処理費	処理費総額
平成14年度	2, 145, 808	430, 723	662, 973	3, 239, 504
平成15年度	1, 099, 770	340, 810	696, 496	2, 137, 076
平成16年度	962, 324	340, 319	593, 969	1, 896, 612
平成17年度	761, 512	254, 728	744, 511	1, 760, 751
平成18年度	937, 866	222, 615	624, 810	1, 785, 291
平成19年度	853, 965	246, 440	573, 497	1, 673, 902

[※]平成 18 年度からは自動車リサイクル手数料を含む。

[※]自己処理費:各年度の不法投棄物搬入量(kg)がOとなった場合における各市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の推定減額。

3 身のまわりから有害化学物質を減らそう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 学校、公共施設などからの有害化学物質を排除します。
- ◆ 農薬や消毒に頼らない環境保全型のまちづくりを進めます。
- ◆ 暮らし方を考え、身近なところからダイオキシン類発生を防ぐ努力をします。
- ◆ 子どもや妊産婦など市民の健康に配慮した施策を進めます。

(1) フロン対策の現況

地球の生命を守っている「オゾン層」。このオゾン層の破壊に大きくかかわりのあるフロンガスは、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒として使われています。

平成13年4月1日から家電リサイクル法の施行により、冷蔵庫、エアコンは、テレビ、洗濯機とともに製造業者等の引取義務が定められ、適正なフロンガスの回収が行われています。平成15年4月1日には、「特定製品に係るフロン類の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、平成19年10月1日には改正されたフロン回収・破壊法が施行されており、フロン類の適正処理の推進が行われています。

(2) 光化学スモッグの現況、通報体制等

工場や自動車から排出される窒素酸化合物と炭化水素が、太陽からの紫外線により光化学反応を起こすと、「光化学オキシダント」が生成されます。この光化学オキシダントの濃度が高くなると、のどが痛くなったり、目がチカチカしたりします。これが、光化学スモッグと呼ばれるものです。

埼玉県は地理的に京浜工業地帯の北、鹿島工業地域の西に位置し首都圏に通じる道路交通網が 整備され通過車両数が多いなど、光化学スモッグの発生に必要な条件が整っているため、昭和4 5年に発生して以来、光化学スモッグ多発県となっています。

埼玉県では埼玉県大気汚染緊急時対策要綱に基づく光化学スモッグ常時監視体制をとり、光化 学オキシダント濃度により予報、注意報、警報、重大緊急報の段階に分けています。

本市では、県からの注意報等の発令を受け、「富士見市光化学スモッグ等緊急時対策要綱」に基づき、防災無線の利用や直接教育機関等への連絡により市民へ情報の周知徹底を図っています。

光化学スモッグ予報等発令状況

種別 年度	予 報	注意報	警 報
平成 14 年度	21	15	0
平成 15 年度	7	17	0
平成 16 年度	17	14	0
平成 17 年度	9	15	0
平成 18年度	12	12	0
平成 19 年度	10	21	0

※富士見市の含まれる「埼玉県南西部地域」に発令した予報等の回数。

光化学スモッグ注意報月別発令日数

報告月 年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
平成 14 年度	0 ⊟	0 ⊟	3 ⊟	8 🗆	4 ⊟	0 🗆	15 ⊟
平成 15 年度	1 🖯	1 🖯	1 🖯	1 🖯	7 ⊟	6 ⊟	17 ⊟
平成 16 年度	0 ⊟	1 🖯	2 ⊟	9 ⊟	2 ⊟	0 🗆	14 ⊟
平成 17 年度	0 ⊟	0 🗆	3 ⊟	5 ⊟	2 ⊟	5 ⊟	15 ⊟
平成 18 年度	0 ⊟	0 🗆	3 ⊟	2 ⊟	7 ⊟	0 🗆	12 ⊟
平成 19 年度	0 ⊟	2 ⊟	4 ⊟	5 ⊟	10 ⊟	0 ⊟	21 ⊟

光化学スモッグの緊急時の発令基準

発令区分	発令基準
予報	気象条件及びオキシダント測定値を検討し、下三欄のいずれかの状態が発生 すると予測されるとき。
注意報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値がO. 12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
警報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値がO.20ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
重大緊急報	いずれかの基準測定局において、オキシダント測定値がO. 40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。

(3)公共施設のシックハウス対策の状況

公共施設の新築・増改築・改修等を行う際は、空気汚染物質発散建築材料等の使用制限に関する規定を踏まえた、使用建築材料の適正な選択による対策と適正な換気システムの設置による対策を進めています。(平成15年7月建築基準法改正により)

なお、施工終了時においては室内空気濃度の測定を行い、測定結果が厚生労働省の指針値以内であることを確認した後に、工事完成としています。

第2節 自然環境を守り育てる

4 森や緑や生き物を守り育てよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 斜面林・屋敷林・社寺林などの減少の防止に努めます。
- ◆ 渡り鳥・魚類などの生き物の生活拠点の確保のため、河川緑地を保全します。
- ◆ 生態系に配慮した動植物の保全を推進します。
- ◆ 温暖化を防ぎ人に安らぎを与える、樹林・緑地・原っぱを保全・創造します。
- ◆ 公共施設や事業所、住宅の緑化を推進します。
- ◆ 子どもから高齢者まで、市民・事業者・行政及び各種団体が協働して、樹林・緑地の保全と 維持管理を進めます。

(1) 野生生物の現況

市では、水生生物の調査を市内河川4か所で行っています。平成19年度の水生生物調査では、 以下の魚たちが確認されました。

非 流类川	コイ	ギンブナ	オイカワ	モツゴ
新河岸川		(Cranelline)		
	メダカ	ウキゴリ	ヌマチチブ	トウヨシノボリ
	Sering			
460:4211	オイカワ	ウグイ	ドジョウ	アユ
柳瀬川	ウキゴリ	ヌマチチフ		
	Security Sec			22.4
zhiil ik	コイ	ギンブナ	モツゴ	タモロコ
砂川堀				
	ドジョウ	メダカ		
富士見江川 下流		(() and ()		
	ドジョウ	ウキゴリ		

(2) 鳥獣捕獲等許可の概要

野生鳥獣の捕獲や飼養については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(いわゆる「鳥獣保護法」)等によって規制されています。

富士見市では、この法律等に基づき4羽のメジロが飼養登録されています。飼養登録できる野島はメジロとホオジロのみですが、現在は、新規の登録は埼玉県の方針により認められません。 (飼い主が転入してきた場合や、登録済みの鳥を譲り受けたものは登録できます。)また、傷病鳥獣(野生)についても飼養することはできません。傷病鳥獣(野生)は、発見者が富士見市環境課及び下記の診療機関に相談のうえ、運搬すれば無料で診療を受けられます。

傷病野生鳥獣保護診療機関(埼玉県指定)

『みずほ台動物病院』

富士見市西みずほ台1-21-5 (Tel) 255-1122

(3)緑地の現況量

(単位: h a)

資料:まちづくり推進課

資料: まちづくり推進課

年度	内 訳 緑地面積	林地	農地	都市公園
平成 15 年度	781. 1	16. 6	733. 6	30. 9
平成 16 年度	776. 0	16. 2	728. 9	30. 9
平成 17 年度	772. 4	15. 9	720. 6	35. 9
平成 18 年度	767. 7	15. 6	716. 2	35. 9
平成 19 年度	763. 4	15. 5	710. 5	37. 4

※各年1月1日現在

(4) 都市公園等の整備状況

《平成28年度までに目標値『都市公園面積は7.2㎡』をめざします。》

都市公園として整備されている状況は下表のとおりです。現在、市民 1 人あたりの都市公園面積は 3.57 ㎡となっています。

都市公園等の整備状況

区分	公園種別	面 積(㎡)	箇 所
都市公園	街 区	46, 503	25
都市公園	近 隣	50, 222	4
都市公園	歴 史	58, 062	2
都市公園	都 市 緑 地	219, 700	12
	市民緑地	11, 007	3
	緑の散歩道	18, 505	9
合 計		403, 999	55

平成20年1月1日現在

(5) 樹木等の保存

①樹木等の保存及び助成金の交付に関する概要

市では、良好な自然環境の保護と維持を行うため、市内の保存すべき樹木(保存樹木等)の指定とその適切な維持管理のために助成金の交付を実施しています。

保存樹木等の指定にあたっては、下記の基準に該当するものを、所有者の同意を得て、市長が指定します。

[保存樹木]

- 地上 1.2mにおける幹の太さが 2m以上の樹木
- 樹高が12m以上の樹木

[保存樹林]

樹木が集団となっている土地の面積が 2,000 ㎡以上であるもの

②樹木の保存状況

平成 20 年 3 月末現在、市内で樹種 12 種類、71 本が保存樹木として指定されています。保存樹木の内訳は以下のとおりです。

保存樹木の指定状況(樹種別)

樹種	本数	機種	本数	機種	本数	機種	本数
ケヤキ	45	シラカシ	1	カシ	2	ムクノキ	1
クスノキ	3	イチョウ	11	イヌシデ	1	スギ	2
イトヒバ	1	ヤナギ	1	エノキ	2	ヒマラヤスギ	1

資料: まちづくり推進課

③樹林の保存状況

平成20年3月末現在、市内1か所が保存樹林として指定されています。

[保存樹林の指定状況]

面積 5,186 ㎡ (大字水子156他)

樹種 クヌギ・コナラ

(6) 生け垣設置奨励事業補助金制度

①制度の概要

市では、「富士見市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱」を制定(昭和61年)し、市の災害防止及び緑化推進による住みよい都市環境づくりを進めています。補助金の限度額は、生け垣1m当たり3,000円とし、3万円を限度とします。

②補助金の交付対象について

補助金の交付対象は、次に揚げる要件に該当するものとします。ただし、同一敷地内において、すでにこの事業による補助金の交付を受けているものは、補助金の交付対象になりません。

- 現に居住している市民が新たに設置する生け垣であること。
- 植栽する樹種が牛け垣に適したものであること。
- 生け垣の延長が3m以上であること。
- 植栽する樹木の高さは、1mを基準とし、将来の樹高をおおむね 1.5m、樹幅を 20 c m以上に保てる生け垣であること。
- 植栽する樹木が道路幅員に支障をきたさない生け垣であること。
- 植栽する樹木が 1m当たり 2 本以上の生け垣であること。

制度利用による生け垣整備の実績

項目年度	申請件数	本 数
平成 15 年度	7 件	302 本
平成 16 年度	5 件	183 本
平成 17 年度	3 件	168 本
平成 18 年度	5 件	178 本
平成 19 年度	3 件	114本

資料: まちづくり推進課

(7) ふるさとの森

①制度の概要

埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和54年施行、平成17年改正)に基づき、埼玉らしさを感じさせるまとまった樹林地などを、「ふるさとの緑の景観地」や「ふるさとの森」として指定し、その保全に努めています。

指定された場所等では、樹木の伐採や土地の形質変更等を行う際の届け出が義務付けられています。

②ふるさとの森指定地域

市内においては、氷川神社と横田家屋敷林が、現条例改正前の「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づくふるさとの森として指定されています。

[ふるさとの森の指定地]

名称 富士見市氷川神社と横田家屋敷林

場所 富士見市鶴馬地内指定年月日 昭和58年3月5日

面積 0.89ha(協定面積 7,668.03 ㎡)

土地利用区分 山林 77% (カシ、ケヤキ)

その他 23%

5 水を大切にするまちづくりを進めよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 水を大切にする生活をします。
- ◆ 湧き水を保全し、活用していきます。
- ◆ 川や水路を大切にします。
- ◆ 河川、水路の水質浄化を進めます。

(1) 水資源の保全と湧水の保全

①地下水のかん養

水は、浸透・湧出・流下などにより、地表、地下を通じて、河川の水量確保や水質浄化、水辺の環境、生態系の保全に大きな役割をはたしながら循環しています。

湧泉は、地下水の自然の露頭といえるもので、地下の環境の変化を知る窓口となり、湧泉を保全していく行為は、地域の地下水の保全、水資源の保全につながっていくことになり、環境保護の上でも大変重要なこととなります。

本市では、湧水個所の保全及び水量の確保に有効な農地や自然林の保全、透水性舗装、宅地内への雨水浸透ますの設置などによる雨水の確保を図っています。

また、平成14年2月に実施した調査によると、市内には、公園内 3 か所、神・寺社内 7 か 所、民家敷地内 14 か所の計 24 か所の湧水が確認されています。

(2) 河川、水路の水質浄化

①浄化槽の設置について

市の公共下水道の普及率は、93.0%となっています。現在、公共下水道処理区域外では、し尿と生活雑排水も併せて処理することができる合併処理浄化槽で対応しています。浄化槽は、本来の機能を発揮させるため、「浄化槽法」に基づき保守点検(年3~4回)、定期検査(年1回)等の定期的な検査や清掃(年1回以上)が必要となります。

②公共下水道の推進

公共用水域の水質保全、周辺環境の改善、水洗化の促進を目的に公共下水道汚水管の建設を行っています。

公共下水道の普及状況

区分	処理区	行 政	処理区域	水洗化	処理区域	水洗化	普及率	水洗化率
	域面積	人口	内人口	人口	内世帯数	世帯数	□ D A A A A A A A A A A A A A A A A A A	小流化率 D/C%
年度	A(ha)	B (人)	C (人)	D (人)	(世帯)	(世帯)	C/ B/	D/ C/0
昭和 61	374. 49	88, 690	38, 578	34, 547	12, 055	10, 796	43. 5	89. 6
62	421. 31	91, 598	47, 994	42, 806	14, 975	13, 355	52. 4	89. 2
63	452. 53	93, 212	51, 262	49, 421	16, 512	15, 911	55. 0	96. 4
平成 元	488. 05	94, 108	57, 741	55, 220	19, 212	17, 836	61. 4	95. 6
2	521.83	94, 771	60, 867	59, 359	20, 557	19, 656	64. 2	97. 5
3	555. 16	95, 519	66, 920	63, 948	22, 716	21, 744	70. 1	95. 6
4	577. 44	95, 671	69, 036	59, 041	28, 934	24, 392	72. 2	85. 5
5	632. 32	95, 915	72, 721	65, 292	31, 226	27, 575	75. 8	89.8
6	657. 97	96, 310	75, 722	69, 033	32, 846	29, 381	78. 6	91. 2
7	698. 74	96, 924	77, 699	72, 037	34, 023	31, 368	80. 2	92. 7
8	699. 61	97, 940	79, 347	74, 418	35, 893	33, 128	81.0	93. 8
9	709. 31	99, 034	80, 951	76, 393	37, 383	34, 748	81.7	94. 4
10	724. 84	100, 462	82, 958	78, 308	38, 813	36, 100	82. 6	94. 4
11	731. 26	102, 200	85, 440	81, 049	40, 432	37, 831	83. 6	94. 9
12	754. 56	103, 157	87, 324	82, 913	41, 841	39, 195	84. 7	94. 9
13	788. 84	103, 692	88, 998	84, 532	43, 229	40, 485	85. 8	95. 0
14	795. 09	104, 276	90, 826	86, 336	44, 679	41, 814	87. 1	95. 1
15	808. 78	103, 701	92, 727	88, 090	46, 103	43, 168	89. 4	95. 0
16	813. 48	103, 144	93. 433	89, 159	47, 040	44, 256	90. 6	95. 4
17	820. 82	103, 203	94, 460	90, 425	48, 069	45, 385	91.5	95. 7
18	824. 84	103, 477	95, 794	91, 776	48, 473	46, 475	92. 6	95. 8
19	827. 51	104, 063	96, 817	92, 884	49, 791	47, 510	93. 0	95. 9

資料:下水道課

第3節 環境に配慮したまちをつくる

6 気持ちよく暮らせるまちにしよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 身近に自然が豊かな、里山のあるまちにします。
- ◆ だれでも安心して歩けるまちにします。
- ◆ 愛着をもって、生活できるまちにします。
- ◆ 親しめる商店街のあるまちにします。
- ◆ ふれあえる川の流れるまちにします。
- ◆ 里山としての農地を保全します。

(1) 街路樹の管理

街路樹は、生活と身近にふれあい、自然の潤いや街の美しさを感じさせてくれるのに効果ある 貴重な場所であります。その多くが市の中心部に位置し、通行歩行などに快適さを保たれるよう 適切な維持管理を行っています。

≪街路樹の維持管理方法≫

- ◆ 高 木 それぞれ樹種特有の整った樹形で定期的に剪定を行っています。 また、落葉樹のため、落ち葉の清掃などを随時行っています。
- ◆ 中低木 安全で快適な歩行空間を確保するよう、毎年刈込みを行っています。

市内街路樹 高木 一覧

路線名(愛科	(等7	樹木名	本数
みずほ台駅東通線(みずほいちょう通り)	市道第 5118 号線	イチョウ	165本
水子・鶴馬通線(水子かえで通り)	市道第 5130 号線	トウカエデ	111 本
みずほ台駅西通線(すずかけ通り)	市道第 5119 号線	プラタナス	103本
針ヶ谷中通線	市道第 5122 号線	トウカエデ	71 本
針ヶ谷中央通線	市道第 5120 号線	ケヤキ	136本
(学園通り・南畑小脇)	市道第 5225 号線	ケヤキ	13本
ふじみ野駅東通線	市道第 5129 号線	クスノキ	123 本
ふじみ野駅西通線	市道第 5123 号線	ケヤキ	71 本
上沢勝瀬通線	市道第 5127 号線	トウカエデ	81 本
竹間沢大井勝瀬通線	市道第 5124 号線	ハナミズキ	62 本
亀久保勝瀬通線	市道第 5126 号線	ハナミズキ	37 本
ふじみ野駅南通1号線	市道第 5219 号線	コブシ	24 本

資料:道路交通課

市内街路樹 中低木 一覧

路線名(愛称	樹 木 名	本数・㎡	
(学園通り・南畑小脇)	市道第 5225 号線	オオムラサキツツジ	45 m ²
		カンツバキ	470 m ²
みずほ台駅東通線(みずほいちょう通り)	市道第 5118 号線	オオムラサキツツジ	100 m²
		アベリア	50 本
水子・鶴馬通線(水子かえで通り)	市道第 5130 号線	ベニカナメモチ	380 m²
ふじみ野駅東通線	 市道第 5129 号線	オオムラサキツツジ	680 m²
13100万封剛(末庭 欧	「10世紀の1295隊	コクチナシ	10 m²
ふじみ野駅西通線	市道第 5123 号線	オオムラサキツツジ	750 m²
		オオムラサキツツジ	760 m²
上沢・勝瀬通線	市道第 5127 号線	コクチナシ	10 m²
		カンツバキ	50 m²
 竹間沢大井勝瀬通線	 市道第 5124 号線	オオムラサキツツジ	760 m²
1310がくノステルが 体界 地域	17世紀の12年 5歳	ドウダンツツジ	110 m²
		オオムラサキツツジ	450 m [‡]
亀久保・勝瀬通線	市道第 5126 号線	コクチナシ	20 m [‡]
		クサツゲ	60 m [‡]
(富士見文化通り・第5保育所脇)	市道第 5137 号線	オオムラサキツツジ	202 m²
(市民プール脇)	市道第 5223 号線	オオムラサキツツジ	300 m ²
みずほ台駅東通線(みずほいちょう通り)	市道第 5119 号線	アベリア	50 本

資料:道路交通課

(2) 放置自転車対策

近年、通勤通学や買物等による駅利用者の増大に伴い、駅周辺等において、自転車が大量に放置されている状況にあります。そこで当市では、自転車の適正な利用秩序の確立と駅周辺の環境整備を図るため、放置自転車の解消にかかる対策を次のとおり実施しています。

[指導・整理]

駅周辺の歩道、車道等において、自転車を放置しないように指導しています。また、駐輪場利用の呼びかけや、警告書の貼付など、安全な通行環境の確保に努めています。

[自転車放置防止条例の設置]

公共の場所における自転車の放置による市民の生活環境の障害を防止するために、平成4年 12月22日から「富士見市自転車放置防止条例」を施行しています。その中で市内3駅(みずほ台・鶴瀬・ふじみ野)周辺を放置禁止区域として指定しています。

[放置自転車撤去]

放置禁止区域内に放置されている自転車は、看板・警告書等による必要な告知をした後に撤去しています。撤去した自転車は、保管所で一時保管し、引き取りのない場合は3か月保管した後処分しています。

撤去自転車の状況

年 度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
撤去回数	48	85	101	102	105	105
撤去台数	5, 707	9, 943	8, 275	8, 428	8, 339	5, 859
処分台数	3, 701	4, 081	4, 273	3, 318	3, 783	3, 273

資料:道路交通課

④自転車駐車場の整備

自転車利用者の利便を図ると共に、駅周辺の景観を保持するために、自転車駐車場を設置しています。

自転車駐車場の設置状況

施 設 の 名 称	敷地面積	収容台数	収容台数
(有料駐輪場)	(m²)	(自転車)	(原付)
みずほ台駅東口市立自転車駐車場	535	935	13
みずほ台駅西口市立自転車駐車場	353	614	0
みずほ台駅西口市立第2自転車駐車場	189	183	15
みずほ台駅西口市立第3自転車駐車場	112	97	12
鶴瀬駅東口市立自転車駐車場	489	673	23
ふじみ野駅東口市立自転車駐車場	4, 291	1, 102	0
ふじみ野駅西口市立自転車駐車場	4, 272	1, 102	0
ふじみ野駅西口市立第2自転車駐車場	154	155	0
ふじみ野駅西口市立第3自転車駐車場	237	101	0
合 計	10, 632	4, 962	63

資料:道路交通課

7 環境にやさしい農業を推進し、市内で生産された農産物を食べよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 環境にやさしい農業の推進に努めます。
- ◆ 市内で生産された農産物の食の推進をします。

(1)「埼玉県特別栽培農産物」認証制度

農林水産省の「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づき、埼玉県が定めた慣行基準に比較して、化学合成農業及び化学肥料を5割以下に減らして栽培した農産物に埼玉県が認証した農産物です。

この制度によって消費者の信頼を高めるとともに、これからの農産物の生産を促進します。

使 用 区 分	化学肥料不使用 (5割~10割)
農薬不使用	
農薬削減(5割~10割)	特別裁培農産物

富士見市の埼玉県特別栽培農産物の実施状況

生産物	か	131	水	稲	
年度	生産者(件)	栽培面積(a)	生産者(件)	栽培面積(a)	
平成 14 年度	4	458	5	263	
平成 15 年度	5	549	5	263	
平成 16 年度	1	15	11	776	
平成 17 年度	0	0	10	711	
平成 18 年度	0	0	10	701	
平成 19 年度	0	0	9	584	

[※]かぶの栽培面積:春・秋・冬まきで延べ面積。

(2) エコファーマー

土づくり・減化学肥料・減化学農薬の3つの技術を一体的に取組む農業者が「持続性の高い農業生産方式」の導入計画を作り、県が認定した農業者のことです。

平成 16 年度	4人	米・イチゴ
平成 17 年度	6人	きゅうり・トマト
平成 18 年度	0人	なし
平成 19 年度	0人	なし

[※]認定期間は5年間で、5年毎の申請が必要。

[※]水稲は、有機生産者集団・特別栽培米研究会の取組み

[·]MOA自然農法実践

[・]土つくり:水稲の水田にれんげ草や菜の花を栽培し、緑肥とする。

(3) 埼玉ふるさと認証食品

【味噌(無添加ふじみ育ち)】

富士見市で平成13年度から認証された食品です。埼玉県の農産物を主原料とし、県内で製造された品質、表示等が県の基準を満たしたもので、県が進めるふるさとの逸品です。(3年毎に申請が必要になります)



味噌(無添加ふじみ育ち) 撮影: ごちそう埼玉から掲載

(4) 地元農産物の市内流通

地元農産物の地元消費(地産地消)を促進するため、農業マップを作成し(農業研究団体)、市内の直売所やJAいるま野鶴瀬支店内の「もぎたてや」、市役所地下売店内「ゆいの里」などの直売所や農家の庭先販売も案内しています(市ホームページからご覧になれます)。

(5)環境に配慮した生産対策

JAいるま野では、安心、安全な農産物づくりの取り組みをして、減化学肥料栽培のかぶやほうれん草をプライベートブランド商品として販売しています。

8 安心して住みつづけられる環境を確保しよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 公害の発生の防止に努めます。また、万一公害が発生した場合には、その拡大の防止、解消 に努めます。
- ◆ 事業活動や日常の市民生活に伴って発生する環境への負荷(窒素酸化物や浮遊粒子状物質などのによる大気の汚染、生活雑排水による河川の汚濁、化石燃料の使用に伴う地球温暖化など)を低減し、環境保全につながる取組みを促進します。
- ◆ こうした取組みを、着実かつ効率的に推進していくため、必要な環境の測定を実施するとと もに、情報の収集、提供、さらに市民と事業者を中心とし、行政や関係団体で構成される、 環境保全、改善を目指す組織の設立を図り、その運営を支援します。

(1) 大気汚染

①大気汚染の現況

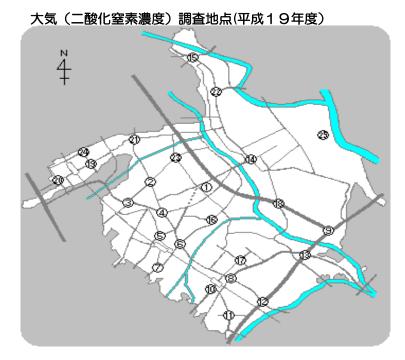
大気汚染の主な原因は、工場や自動車からの排出ガスです。一酸化窒素(NO)・二酸化窒素(NO2)等の窒素酸化物(NOx)は酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

富士見市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対象地域に指定されており、国や埼玉県が行う大気汚染関連の施策(ディーゼル車等の運行規制〔平成15年10月施行〕や自動車NOx・PM法の改正〔平成20年1月施行〕、アイドリング・ストップ等)への協力を中心に、大気汚染の軽減に努めています。

②大気調査(二酸化窒素濃度)

富士見市の今後の大気汚染・地球温暖化等の対策資料とすることを目的として、市では毎年2回(夏・冬)、市内の大気汚染の状況を把握するために、自動車等から排出される大気中の二酸化窒素濃度を市内26か所において調査を実施しています。

平成 19 年度の調査では、市内の全 ての地点で環境基準を下回る結果となっています。



調査場所: 富士見市内主要交差点付近 21 か所、バックグラウンド 地点 4 か所、相関地点 1 か所

主要交差点地点の二酸化窒素濃度結果一覧表(1日平均値)

環境基準:0.04~0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下 (単位:ppm)

	調査時期	0/0 0/0	10/10 10/00
	調査地点	8/2~8/9	12/13~12/20
No. 2	(交差点名「渡戸」)	0. 022	0. 033
No. 3	(交差点名「上沢」)	0. 023	0. 034
No. 4	(交差点名「鶴瀬小前」)	0. 019	0. 030
No. 5	(地点名 富士見交番前)	0. 018	0. 030
No. 6	(交差点名「鶴瀬」)	0. 033	0. 038
No. 7	(交差点名「鶴馬」)	0. 020	0. 033
No. 8	(交差点名「並木」)	0. 029	0. 035
No. 9	(交差点名「富士見有料入口」)	0. 029	0. 033
No. 10	(地点名 マルエツみずほ台店前交差点前)	0. 023	0. 037
No. 11	(地点名 マンション前交差点)	0. 019	0. 031
No. 12	(地点名 水子横断歩道前)	0. 041	0. 051
No. 13	(交差点名「岡の坂」)	0. 039	0. 042
No. 14	(交差点名「富士見高校入口」)	0. 028	0. 032
No. 15	(交差点名「東大久保」)	0. 028	0. 036
No. 18	(地点名 日石三菱富士見バイパス給油所前)	0. 019	0. 034
No. 19	(地点名 ふじみ野駅東口先)	0. 017	0. 030
No. 20	(地点名 ふじみ野駅西口先)	0. 022	0. 032
No. 21	(交差点名「勝瀬」)	0. 022	0. 031
No. 22	(地点名 東大久保中)	0. 024	0. 031
No. 23	(地点名 富士見ニュータウン)	0. 019	0. 031
No. 24	(地点名 勝瀬市境交差点)	0. 021	0. 032
主要交差	点平均值	0. 025	0. 034

バックグラウンド地点の二酸化窒素濃度結果一覧表(1日平均値) (単位:ppm)

調査時期調査地点	8/2~8/9	12/13~12/20	環境基準
No. 1 富士見市役所前	0. 014	0. 026	
No. 16 富士見台中学校	0. 014	0. 025	0.04~0.06ppm
No. 17 みずほ台中央公 園	0. 013	0. 026	のゾーン内 、 またはそれ以下
No. 25 登戸馬場公園	0. 011	0. 022	
バックグラウンド平均値	0. 013	0. 025	_

(2) ダイオキシン類の削減

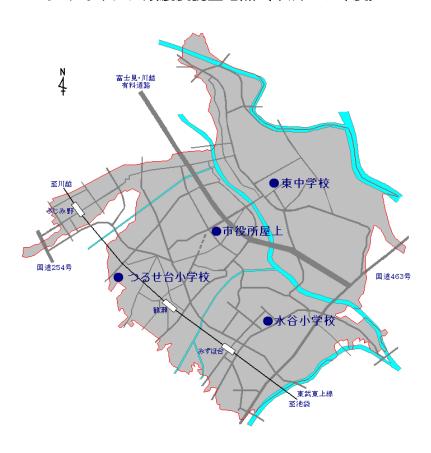
①ダイオキシン類の現況

ダイオキシン類は、身のまわりにある物を燃やすことで発生する物質であり、環境中に微量に存在しています。私たちが日常生活の中で摂取する量は微量なので、急性による毒性が生じるようなことはありません。しかし、長期間継続して摂取することにより、ガン等の健康被害が生じる恐れがあります。ダイオキシン類は、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌に関する環境基準が設けられ、その達成に向けて、ごみ減量(分別の徹底)や適正な焼却炉以外での焼却の規制等の対策を行っています。

②ダイオキシン類調査

市では、埼玉県と併せて、年1回環境中のダイオキシン類(コプラナーPCBsを含む)の実態を把握するために、市内の代表的な地点で大気及び土壌中の濃度調査を行っています。平成19年度ダイオキシン類濃度調査の結果は、全ての地点で、環境基準を満たしています。

ダイオキシン類濃度調査地点(平成19年度)



※市立つるせ台小学校、市立水谷小学校、市立東中学校の3地点は、市で調査しました。 市役所屋上は、埼玉県による調査結果データを使用しています。

大気中のダイオキシン類濃度調査結果

調査結果(pg-TEQ/m³):WHO-TEF(1998)

調査時期	市役所屋上	つるせ台小学校	水谷小学校	東中学校	環境基準
5/17~5/24	0. 031	_	_		
7/26~8/2	0. 042	_	_	_	年平均
10/18~10/25	0. 052	0. 064	0. 049	0. 064	0.6 以下
1/17~24	0. 11	_	_		

※pg (ピコグラム): 1兆分の1グラム

※TEQ:最も毒性の強いダイオキシン類の量に換算しています。

※市役所屋上は埼玉県が、その他の地点は富士見市が調査を行っています。

※試料採取期間は1週間としています。

【調査方法及び分析方法】

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成 13 年 8 月)」(環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)に準拠する。

土壌中のダイオキシン類濃度調査結果

調査地点	調査結果(pg-TEQ/g)	環境基準
市立鶴瀬小学校	1.4	1 000
平成 19年 10月 18日	1. 4	1,000

(3) 水質汚濁の現況

市では、市内を流れる新河岸川、柳瀬川、富士見江川、砂川堀及び唐沢堀における水質の汚 濁状況を把握し、今後の環境行政の基礎資料とすることを目的として毎年、水質調査を実施し ています。平成19年度の水質調査の結果は、下表のとおりです。

近年では下水道や合併浄化槽の普及により、河川の水質は改善の方向にあります。

平成19年度水質調査結果

(BOD、SS、DO 単位:mg/l)

調査	項目	採取時間	На	BOD	SS	DO
環調査地点	境基準(河川D類型) 一		6. 0≦8. 5	≦8	≦ 100	≧2
NO.1 新河岸川	平成 19 年 7 月 20 日	10:25	6. 9	1. 4	23	6.8
南畑橋上流付近	平成20年2月 6日	10:20	6. 9	2. 9	6	6. 9
環直地点	境基準(河川C類型) 	_	6. 0≦8. 5	≦5	≦50	≧5
NO.2 柳瀬川	平成 19 年 7 月 20 日	11:50	7. 2	1.4	1	6. 9
富士見橋下流付近	平成20年2月 6日	11:55	7. 0	4. 3	3	9. 3
環調査地点	境基準(河川E類型)	_	6. 0≦8. 0	≦10	≦ 100	≧2
NO.3 砂川堀	平成 19 年 7 月 20 日	09:30	7. 0	3. 3	15	8. 0
勝瀬橋下流付近	平成20年2月 6日	09:14	7. 0	4. 3	7	6. 5
NO.4 富士見江川上	平成 19 年 7 月 20 日	15:08	6. 4	1.6	< 1	7. 3
流(三芳町境付近)	平成20年2月 6日	14:40	6. 6	1. 1	< 1	10
NO.5 富士見江川中	平成 19 年 7 月 20 日	14:10	6. 7	1.3	< 1	7. 2
流(親水公園付近)	平成20年2月 6日	14:09	6. 7	2. 4	2	7. 4
NO.6 富士見江川下	平成 19年7月20日	10:55	7. 3	3. 2	2	9. 9
流(寿橋上流付近)	平成20年2月 6日	11:10	7. 5	2. 6	10	11
NO.7 唐沢堀	平成 19 年 7 月 20 日	13:35	7. 3	5. 8	2	3. 1
唐沢公園付近	平成20年2月 6日	13:28	7. 5	3. 5	1	5. 4

※環境基準が適用される河川は、新河岸川と柳瀬川のみです。その他の河川は「E類型」を目安としています。

※pH、BOD、DO:用語解説参照

(4) 騒音・振動の現況

騒音は、日常生活に関係が深い公害であり、その発生源も多種多様で複雑化しています。エ 場・事業所から発生する騒音・振動に関しては、騒音規制法、振動規制法、埼玉県生活環境保全 条例により規制基準が定められています。近年は都市化や生活様式の急激な変化により、商店・ 飲食店から発生する騒音(近隣騒音)の相談が特に多くなってきている傾向にあります。

振動は、騒音や悪臭と同様に感覚公害といわれ、物的被害を生じることもありますが、一般 的には感覚的、心理的な影響がほとんどです。

平成19年度は、騒音に関する相談件数が3件、振動に関する相談が1件ありました。

騒音規制法・振動規制法による特定施設設置状況

(平成 19 年度末現在)

局	音規制	訓法に	よる特定	2施設	設置状況	振動規制法による特定施設設置状況				
		_	区分	}	特定工場・			X	分	特定工場・
施設	施設名				事業所数	施設名				事業所数
金	切	Į	断	機		金属加	機液			3
属加	せ	h	断	機	5	工機械	せ	ん断	• • • •	
エ	製	管	機	械		⇔ = □	圧	送	機	
機械	機材	プレス機			空気圧縮機等	空	気 圧 絹	宿機	8	
124	液压	Eプ	レス	機		ט און טוווי	発	電	機	
空	空	気 日	E 縮	機		土石鉱物	Ħ	破砕	機	2
圧	送	回		機	15		כר	UX U+	18%	۷
空気圧縮機等	ルー	- ツ	ブロ	ア	10	ED		刷	機	1
等	排	煌	E	機		空調	幾	ガスヒート	ポンプ	1
土石銀	拡物用	破	砕	機	2			計		15
ЕD		刷		機	1					
空調	り機	ガス	ヒートポ	ピンプ	1					
プラ	プラント コンクリートプラント			1						
		=	†	_	25					

騒音規制法・振動規制法による特定施設の業種別数 (平成 19 年度末現在)

	411	業種を	3		騒 音		j	業種を	3		振動
サ	_	ビ	ス	業	2	サ	サ ー ビ ス 業			業	1
製		造		業	8	製		造		業	7
建		設		業	3	建	建設業		業	2	
公				務	11	公				務	5
<u></u>				25			計			15	

埼玉県生活環境保全条例による指定騒音施設設置状況(平成 19 年度末現在)

施	指定工場・事業所数			
指定騒音施設	8			
	計			8

平成19年度騒音規制法・振動規制法による特定建設作業の届出件数

租	重 類		Z :	分 //	監	音	種	類		X 5	בֹי	振	動
ブ	レ	_	力	ĺ		18	ブ	レ	_	力	_		16
バ	ツ	ク	ホ	ĺ		4	<	い	打	ち	機		1
├ -	ラクタ	7 — S	ショク	ベル		1							
<	い	打	ち	機		1							
空	気	圧	縮	機		4		•					
		計				28			計				17

(5)悪臭の現況

悪臭は、吐き気、食欲不振、頭痛、不快感等をもたらす感覚公害であり、主に感覚的・心理的な被害により生活環境を損なうものです。悪臭の防止については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき規制がされています。

近年、市民から寄せられる相談は、法令で規制されている悪臭については、ほとんど無く、家庭生活や農業等から発生する悪臭がほとんどです。なお、平成19年度は5件の悪臭に関する相談がありました。

埼玉県生活環境保全条例による規制基準

規制基準	敷地境界線の地表	気体排出口に		
地域の区分	における許容限度	おける許容限度		
下記以外の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300		
近隣商業地域				
商業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500		
準工業地域				
工業地域	自与进产 20	自与連府 1 000		
工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000		

^{※「}臭気濃度」とは、臭気のある空気に無臭の空気を加えて希釈し、臭わなくなったときの希釈倍数をいう。

≪悪臭規制対象業種≫

- 塗装工事業
- 食料品製造業
- 合板製造業
- 家具製造業
- パルプ・紙・紙加工品製造業 (塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造 又は加工を行うものに限る。)
- 印刷業
- 化学工業
- プラスチック製品製造業(強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック 製容器・浴槽等製造業を除く。)
- ゴム製品製造業
- 電線・ケーブル製造業
- 金属製品製造業(塗装工程を有するものに限る。)
- 一般機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る。)
- 輸送用機械器具製造業(塗装工程を有するものに限る。)

(6) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地盤が広範囲に徐々に沈んでいく現象であるため、大気汚染や水質汚濁などの公害とは異なり、感覚的にとらえにくい公害です。

主な特徴としては、被害の進行が非常にゆっくりで、被害が大きくなるまで認識されにくく、 また、いったん沈下した地盤は、自然に元の高さまで復元することはありません。県では地盤沈 下の実態を把握するため、市町村において調査を実施しています。

地盤沈下は、地下水の過剰揚水が主な原因であるため、工業用水法、建築物用地下水の採取の 規制に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき地下水の採取制限を行っています。 ※水準基標は、富士見市立第一保育所内、富士見市立東中学校内の2か所

(7) あき地の環境保全

あき地に雑草等が繁茂し、放置されてしまうと、火災や犯罪の発生原因となってしまうことは もちろん、清潔な生活環境も保持することができません。本市では、昭和49年12月に「富士 見市あき地等環境保全条例」を制定し、管理不良な状態にあるあき地の所有者・管理者に対して、 あき地が不良状態にならないよう指導しています。なお、平成19年度は22件の雑草に関する 相談がありました。

(8) 公害相談

市は、騒音・振動等、公害に関する相談に対して随時職員が対応していますが、近年、法令に 定められている「公害」に該当しない相談が増えている状況にあります。パトロール・立ち入り 調査、啓発パンフレットなどにより未然防止対策を行っています。

公害等相談件数

年 度	騒音	振動	悪臭	野焼	水質	農焦虫	雑草	その他	合計
平成 16 年度	17	0	17	28	5	8	7	5	87
平成 17 年度	13	1	8	42	5	11	16	12	108
平成 18 年度	12	0	9	18	4	17	16	14	90
平成 19 年度	3	1	5	18	2	31	22	5	87

(9) アスベストの現況

アスベストは、非常に細かい繊維(髪の毛の5千分の1)で、熱や薬品に強く丈夫なので、昭和45年から平成2年かけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されました。 有害性は、石綿粉塵を吸入することにより、肺がん、中皮腫、胸膜炎などの健康被害が発生するおそれがあり、潜状期間が平均40年といわれています。

平成17年6月に大阪府のアスベスト加工工場が、従業員・出入り業者及び周辺住民に中皮腫等の石綿による疾病で死亡者を公表したことを受けて、埼玉県も同年7月7日に石綿対策連絡調整会議(事務局環境部青空再生課)を設置し、本市でもアスベスト対策委員会を9月1日に設置し、市内公共施設の実態調査及び除去工事を実施するなど、対策を行っています。

アスベストに関する照会件数調べ

(平成 19 年度末現在)

環境に関すること					健康に関	すること	
建築物の解体による粉塵		アスベスト に関する調 査、分析機関 の紹介	ベスト全般			その他	総計
2	0	0	0	0	0	0	2

公共施設吹付けアスベスト分析調査の結果報告

(平成 19 年度末現在)

	施設	調査対象	分析調査必要	アスベスト含	空気環境測定実施
		施設	施設	有施設(O.1%)	施設
市長部局施設	84	52	3	3	3
教育委員会施設	34	27	21	0	0
水道部施設	8	8	5	3	0
合計	126	87	29	6	3

[※]アスベスト含有 13 施設については、平成 18 年度に除去等の工事を実施し、飛散防止の徹底を図った。

[※]平成 18 年 9 月 1 日より、アスベスト規制対象値の含有率が 1%から 0.1%に改正され、新たに 6 施設の該当が判明。飛散状況の確認のため、空気環境濃度測定を実施し、安全性の確認を行う。

第4節 みんなの力を合わせる

9 身近な環境を市民が守り育てよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 市民による環境保護活動を活性化します。
- ◆ 環境保護活動に参加する市民のネットワーク化を図り、情報を共有しつつ、活動の拡充を目 指します。

(1) ボランティア団体の活動

①富士見市環境施策推進市民会議活動

富士見市環境施策推進市民会議は、平成14年度に策定された「富士見市環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創造を目指す市民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携、協力しながらお互いの自主的な行動を推進していく組織として平成15年6月に発足しました。

市民会議は、環境保全部会、廃棄物対策部会の2部会で構成され、平成17年度は、推進員が本市の環境に関する問題点を考え、テーマを決めてそれをいかに解決していくか、実践的な活動を行いました。(環境家計簿の取組推進、各駅前でのアイドリング・ストップキャンペーンやクリーン作戦、湧き水調査、エコ商店調査、集積所の調査等々)また、平成17年度から始まりました市民まつり、産業祭、環境フェアを統合して行う『富士見ふるさと祭り』に環境コーナーを設置し、環境活動団体展示発表、ゴミ分別クイズ、エコスタンプラリー、環境ポスター展入選者作品の展示等を行いました。

②地域ボランティア団体の活動

快適な環境づくりを推進するため、町内会、自治会、育成会等の協力を得て、地域のごみゼロ 運動(環境美化運動)を実施し、自分たちの町の環境美化に対する意識の向上に関する啓発を図っています。

- 団 体 数 39団体 延べ4,818人
- 実施回数 54回

10 環境教育は地域とともに進めよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 環境問題に気づき、環境を守ろうとする、心と態度の育成を図ります。
- ◆ 教職員一人ひとりが市内環境問題についての認識を深め、地域と連携・協力し各学校の実体 に応じた環境教育を推進します。

(1)環境啓発事業

地域の自然環境、社会環境を生かした環境教育を推進することにより、市民一人ひとりが共通 理解をし、環境問題に対する理解を深めていくことが環境美化や保全等を推進していく上で必要 であることから、様々な環境に関する情報提供の場として環境フェアの開催や環境講座の開催、 要望のあった小中学校へ環境に関する出前講座を総合学習の時間に開催しています。

また、身近な地域の環境問題を題材にしたポスターの創作を、小中学校生徒を対象に募集しました。総数 335 点の応募があり、その内の優秀作品等 18 点を『富士見ふるさと祭り』において表彰し、作品を環境ブースの体育館ラウンジで展示しました。

11 みんなで環境について学ぼう・話そう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 市民・事業者・行政による環境情報の相互発信を通し、環境問題に対する共通行動を取れるようにします。
- ◆ 市民・事業者・行政の三者が一体となって、地域における環境保全に取組んでいくための学 習機会を充実して環境問題に対する意識の向上を図ります。

市民一人ひとりが日常生活と環境との関わりについて理解し、生活環境の保全や自然保護等に配慮していけるよう、地域の自然保護や環境保全等の専門的知識を持つ人材を発掘し、富士見市市民人材バンクに登録してもらい、環境分野の充実を図るとともに、社会教育・生涯学習施設などを通して行う地域の環境に関する講座等の講師として活用していきます。

(1) 富士見市市民人材バンクの概要

市民人材バンクは、平成14年7月の登録開始を経て、翌15年4月には利用を開始しました。 この制度は「市民同士の学び合い・助け合い」をつなぐことを目的としてスタートしました。

また、バンクの有効活用やPRを市民との協働で進めるため、所定のボランティア養成講座を経て「富士見市市民人材バンク推進員の会」を組織しました。推進員の会は、人材バンク登録者と利用者の開拓、市民への広報、普及のための「モデル事業」の実施などを、主な事業内容として活動しています。

- 平成19年度の登録人数 個人105人 団体37人
 登録件数合計 173件
 (うち環境に関する登録件数1件1個人)
- 平成19年度の利用実績 225件の利用があり、延べ20,933人の市民利用がありました。
 (環境に関する利用は0件でした)

(2) 環境情報の提供

各種の環境問題に関する情報を収集・整理し、分かりやすい形で広報やインターネットで提供 しています。

12 みんなで計画を評価し、実行しよう

【環境の具体的な目標】

- ◆ 重点事業を選定し、それに取組む施策とその姿勢を明らかにします。
- ◆ 可能な限り、具体的な環境指標と数値目標を設定します。
- ◆ 市民・事業者・行政の環境に配慮した行動や満足度を把握します。
- ◆ 市民・事業者・行政が取組む各施策の実施状況と目標達成度を把握し、その要因分析を行い、 結果を公表します。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

(1)計画推進体制の確立

①富士見市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることのできる環境審議会を組織しています。

委員数 15名(学識経験者5名、事業者4名、市民団体4名、公募市民2名)

②富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

環境施策についての検討・調整及び計画の進行管理を実施し、庁内の総合的な調整を行う庁内 組織を設置しています。

• 委員数 15名 (関係課長)

③富士見市環境施策推進市民会議

環境の保全及び創造を目指す市民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携、協力しながらお互いの自主的な行動を推進していく組織として平成15年6月に発足しました。環境保全部会、廃棄物対策部会の2つの専門部会で構成されています。

• 推進員数 122名

(2)環境に関する施策実績の報告

①平成20年版 富士見市の環境の発行(平成19年度実績)

本市の環境の状況並びに環境の保全等に関して講じた施策を、「年次報告書」としてまとめたものです。



第3章 資料編

第1節 環境関連条例等

第2節 用語解説

第1節 環境関連条例等

〇富士見市環境基本条例

平成13年12月25日 条 例 第 3 1 号

(目的)

- 第1条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の堀採のための土地の堀削によるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (市民の責務)
- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が 図られることとなるように必要な措置を講ずること。

- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境 への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するこ
- 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動 に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努 めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務 を有する。

(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下 に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を 講ずるように努めるものとする。

(環境基本計画)

- 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ため、富士見市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するもの とする。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた めに必要な事項
- 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴 いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとす
- 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。 (年次報告)
- 第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施 策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。 (環境基本計画との整合)
- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに 当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。 (総合的調整)
- 第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事 項について必要な総合的調整を行うものとする。(1)環境基本計画の策定及び変更に関すること。

 - (2) 環境施策に関すること。
 - (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境配慮の推進)

- 第12条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工 作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらか じめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、 その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることが
- できるように、必要な措置を講ずるものとする。 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。 (環境の保全上の支障を防止する規制措置)
- 第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼ すおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。 (支援措置)
- 第14条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全 及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるもの とする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

- 第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止 に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境 の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるも のとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、 役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとす る。

(環境教育及び環境学習の振興等)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活 動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め るとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進 されるように、必要な措置を講ずるものとする。 (市民等の環境保全活動の促進)
- 第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市 民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進される ように、必要な措置を講ずるものとする。 (情報の提供)
- 第19条 市は、第17条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促 進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況そ の他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努める ものとする。

(市民等の意見の反映)

- 第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映する ことができるように努めるものとする。 (調査の実施)
- 第21条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の 環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。 (監視等の体制の整備)
- 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適 正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。 (日常生活等に係る環境配慮)
- 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への 負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に 基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮す るよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

- 第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及 び推進するために必要な体制を整備するものとする。 (地球環境の保全)
- 第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全 に資する施策を積極的に推進するものとする。
- 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全 及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。 (国、県及び他の地方公共団体との協力)
- 第26条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進する ものとする。

(環境審議会)

- 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会 第27条 その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。) を置く。
- 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。
 - (1) 第8条第3項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項(2) 環境の保全及び創造に関する事項
- 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関 する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
- 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱 5 する。
- 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期 6 間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成14年4月1日から施行する。
 - (富士見市公害対策審議会条例の廃止)
- 富士見市公害対策審議会条例(昭和48年条例第13号)は、廃止する。 (富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部改正)
- 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和3 9年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の32の項及び別表第3中「公害対策審議会委員」を「環境審議会委 員」に改める。

○富士見市環境審議会規則

平成 14年4月22日 第 規則 3 3

(趣旨)

- 第1条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成14年条例第31号)第27条の 規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に 関し、必要な事項 を定めるものとする。 (会長)
- 第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2
- 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理す 3 る。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。
- 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の 決するところによる。 (庶務)
- 第 4 条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。 (委任)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長 が別に定める。 附 則
 - この規則は、平成14年5月1日から施行する。

昭和 49 年 12 月 26 日 条 例 第 5 2 号

(目的)

- 第 1 条 この条例は、あき地及びあき地以外の土地(以下「あき地等」という。) に繁茂した雑草等が放置され、若しくは残土等の置き場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等、良好な状態で維持管理されていないため、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ、市民の生活環境を維持することができないことにかんがみ、これらのあき地等を整備し、清潔な環境を保全し、もって市民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例で「あき地」とは、現に人が使用していない土地をいう。
- 2 この条例で「あき地以外の土地」とは、通常人が使用している土地でその管理の状態があき地に等しい土地をいう。
- 3 この条例で「不良状態」とは、雑草等が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又はあき地が残土等の置き場として使用され、若しくは沼地化し、これらがそのまま放置されているため、火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(所有者の責務)

第3条 あき地等の所有者又は管理者は、当該あき地等が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導、助言及び勧告)

- 第4条 市長は、あき地等が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、それらの土地の雑草等の除去等、あき地の整備について必要な指導 又は助言をすることができる。
- 2 市長は、前項に定める指導、助言を受け、なお履行しない者があるときは、当該あき地等の所有者又は管理者に対し、雑草等の除去等あき地の整備について、必要な措置を勧告することができる。 (命令)
- 第5条 市長は、前条第2項に定める勧告を受け、なお履行しない者があるときは、当該あき地等の所有者又は管理者に対し、雑草等の除去等あき地の整備について、必要な措置を命令することができる。

(あき地の活用)

- 第6条 あき地等の所有者又は管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するように努めるものとする。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和 56年 10月8日 条 例 第 30号

(目的)

- この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活が営めるよう、市と市民 第1条 が一体となって、みどりの保護及び緑化の推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
 - (用語の意義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) みどりの保護 樹林(竹林も含む。以下同じ。)又は樹木(以下「樹木等」と 総称する。)の保全をいう。
 - (2) 緑化の推進 官公庁、学校その他の公共施設、工場、事業所及び一般家庭 に樹木を植栽することをいう。

(市長の責務)

- 市長は、みどりの保護及び緑化を推進するために必要な施策を講じ、良 好な生活環境の保全育成に努めなければならない。
- 第4条 市民は、市が実施するみどりの保護及び緑化の推進に積極的に協力し、 自らの居住環境の保護及び緑化に努めなければならない。 (宅地開発事業者の責務)
- 第5条 宅地開発の事業を行う事業者は、その事業の実施に当たり、現存する樹木等を最大限に残し、更に植樹を行い、みどりの保護及び緑化の推進に努めな ければならない。
 - (保存樹木等の指定)
- 第6条 市長は、法令等で定めるもののほか、規則で定める基準に該当する樹木 等を、その所有者の同意を得て、保存すべき樹木等(以下「保存樹木等」という。) として指定することができる。
- 前項の規定にかかわらず、所有者は、保存樹木等の指定を市長に求めることが できる。

(所有者等の保存義務)

- 保存樹木等の所有者(以下「所有者」という。)は、当該樹木等について 枯死又は破損の防止等保存、管理に努めなければならない。
- 市民は、市長が指定した保存樹木等が大切に保存されるよう協力をしなければ ならない。

(標識の設置)

- 第8条 市長は、保存樹木等を指定したときは、規則で定めるところにより、こ れを標示する標識を設置するものとする。
- 保存樹木等に指定された場合は、その所有者及び管理者は、正当な理由がない 限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、 若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
 - (助成措置)
- 第9条 市長は、保存樹木等の管理に必要があると認めるときは、規則で定める ところにより、保存樹木等の管理費の一部を助成することができる。 (所有者の届出)
- 第10条 所有者は、当該保存樹木等が次の各号の一に該当したときは、その旨を 市長に届け出なければならない。
 - (1) 枯死又は滅失したとき。
 - 地形を変更しようとするとき。
 伐採しようとするとき。 (2)
 - (3)
- 前各号以外の場合で、規則で定める保存樹木等の基準に該当しなくなった (5)とき。

(指定の解除)

- 第 11 条 市長は、保存樹木等が枯死又は滅失等により、指定の理由が消滅したと きは、遅滞なく当該指定を解除しなければならない。
- 2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹木等の指定を解 除することができる。

3 所有者は、市長に対し保存樹木等について、前項の規定による指定の解除をなずべき旨を申請することができる。

(台帳の作成)

- 第12条 市長は、保存樹木等を指定したときは、保存樹木等指定台帳を作成し、 これを保管しなければならない。 (委任)
- 第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〇富士見市緑地保全基金条例

平成 13 年 3 月 14 日 条 例 第 1 1 号

(設置)

- 第 1 条 緑地の保全を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、富士見市緑地保全基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て)
- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
 - (2) 基金の目的に対し寄附された額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法 により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

- 第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この 基金に編入するものとする。 (繰替運用)
- 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第6条 基金は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを 処分することができる。 (委任)
- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

第2節 用語解説

・アンモニア

無色の強刺激性気体で、圧縮すると液化し液体アンモニウムとなります。生物有機体の腐敗により、容易に生成され、大気中のバッググラウンド濃度として O.2ppm 程度存在しています。人に対しては、眼や上気道粘膜への刺激作用が顕著で、高濃度で吸入した場合、呼吸停止により、短時間で死に至る場合があります。

悪臭防止法において、特定悪臭物質に定められています。

·硫黄酸化物 (SOx)

硫黄と酸素の結合によりでき、主な大気汚染源としては、亜硫酸ガスがあげられます。刺激性が強く、1~10ppm 程度で呼吸機能に影響を与え、におい、眼の粘膜への刺激などを感じます。

・雨水浸透ます

雨水の浸透をはかるため地中に設置する「ます」のことです。「ます」の底部に石を敷き、 そこから雨水を地中に浸透させます。

・SS(浮遊物質量)

浮遊物質量のことで、水中に浮いている物質のうち、ろ過で分離できるものです。水の濁りの原因となり、数値が大きいほど透明性が悪くなります。

・オゾン層

地球のオゾン(O3)の大部分は、成層圏に存在しオゾン層と呼ばれています。オゾン層は、 太陽光線に含まれている有害な紫外線(UV)の大部分を吸収して地球上の生物を守っていま す。近年、フロン等の人工化学物質によるオゾン層の破壊が問題となっています。

・快適環境

街並みや自然、歴史や伝統など人間の生活環境を取り巻く、さまざまな要素のバランスがとられていることにより、心地よい感覚を生じさせる環境のことをいいます。

· 化学的酸素要求量(COD)

水中の汚濁物質が化学的に酸化されるときに消費される酸素量をいい、一般に有機物質による水質汚濁の指標に使われます。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえます。

・環境影響評価(環境アセスメント)

開発事業に伴う公害や自然破壊を防ぐために、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある開発行為を行う前に、環境への影響について予測評価を行い、地域住民等の意見を聴いて、環境保全を図ることをいいます。

・環境基準

公害対策基本法の規定(環境基本法にも継承されている)に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい、行政上の目標として設置されることとなっている基準です。 ただし、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なります。

・規制基準

これ以上は超えてはならないという規制のための基準であり、事業者等が遵守すべき規準として定められたものです。

・県南西部地域

県南西部は、富士見市、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、ふじみ野市、坂戸市、 鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町の10市1町です。

• 5R

リフューズ (refuse) ごみになるものは作りません。

リデュース(reduce) ごみになるものは減らします。

リユース (reuse) ごみにせず、大切に繰り返し使います。

リペアー (repair) ごみにせず、修理しながら使います。

リサイクル (recycle) ごみではなく資源と捉えて、次の使い方を工夫します。

・公害

事業活動やその他の人の活動に伴い生する相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境にかかる被害が生じることをいいます。

・光化学オキシダント(Ox)

本来は、酸化剤を意味しますが、明確な物質を示すものではなく、自動車や工場などから排出された炭化水素と窒素酸化物に、太陽の紫外線が作用することにより発生する酸化性物質のオゾン、アルデヒド、PAN などを総称してオキシダントといいます。人体に対しては、眼やのどを刺激し、光化学スモッグの主要な指標となっています。

・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素は、太陽の紫外線の影響を受けて光化学反応を起こし、強酸化性物質とアルデヒド、アクロレイン等の還元性物質を二次的に生成します。さらに、大気中に二酸化硫黄が存在する場合には、硫酸ミストが生成されるといわれています。これらの光化学反応によって生じたいろいろな二次汚染物質による汚染現象を総称して光化学スモッグとよんでいます。

光化学スモッグは、夏の日差しの強く、風の弱い日に発生しやすく、人体への影響として眼がチカチカする、のどが痛くなるなどがあります。また、植物にも葉が枯れたり、実がならなくなるなどの影響があります。

・コプラナーPCBs

共平面構造型塩化ビフェニルで、オルト位に塩素が配位されていないもの。1つあるいは2つ配位している化合物のうち14種が規定されています。

・酸性雨

硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で酸化され硫酸・硝酸等になって雨水に取り込まれて、通常の雨水(pH5.6程度)より強い酸性度を示す雨のことをいいます。ヨーロッパや北米では、pH3~4のきわめて強い酸性度を示す雨が降り、森林や植物、魚類等に大きな影響を及ぼしています。

· 資源循環型社会

大量消費、大量廃棄型の社会に変わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、 新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物の削減など環境負荷 を低減するシステムを持つ社会をいいます。

・生活排水

トイレから排出されるし尿を含んだ水や台所、風呂場、洗濯機などから排出される生活排水等家庭から流れ出る水の総称のことをいいます。埼玉県の川の汚れ(BOD 負荷量)の、およそ7割が生活排水によるものといわれています。

・炭化水素 (HC)

完全に燃やすと水と炭酸ガスだけになる化合物の総称です。

・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称のことをいいます。物の燃焼等の過程で非意図的に生成する物質であり、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性等の多岐にわたる毒性を有します。

・地球環境問題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、海洋汚染、開発途上国の公害問題、野生生物種の減少、有害廃棄物の越境等被害や影響が一国内ではとどまらず、地球規模で広がる環境問題のことをいいます。

・地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、 地表の温度が上昇する現象のことをいいます。

・窒素酸化物(NOx)

物の燃焼に伴い窒素と酸素の反応により生成されます。大気中に存在し、問題視されるのは、 主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO2)で、光化学スモッグの原因物質の1つです。発 生源としては、移動発生源である自動車等と固定発生源である工場、事業場等があります。

・低公害車

低公害性の石油代替エネルギーを利用する自動車のことで、メタノール車や天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車などがあります。

・TEQ(毒性等量)

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2、3、7、8 - 4塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算して表した濃度のことです。毒性等価係数はWHO-TEF (1998)を一般的に使用しています。

・透水性舗装

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制などを図るために、雨水を地下に浸透させるようにした道路の舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

·DO(溶存酸素量)

水中に溶解している分子状酸素の量のことをいいます。BOD等が増加すると、溶存酸素の消費量が増えるので、溶存酸素量は減少します。したがって、限界を超えると魚介類は窒息してしまいます。

・ナノグラム(ng)

1ng は、10 億分の 1 g となります。

・二酸化窒素(NO2)

赤褐色で特異な刺激臭をもつ気体です。呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱めてしまう 性質をもちます。物が燃焼する際に、一酸化窒素(NO)が発生し、空気に触れることにより 二酸化窒素になります。

・バックグラウンド

市の基準となる値を測定できる地点のことで、自動車から排出される二酸化窒素の影響を受けないような場所です。

· 浮遊物質種類

水中に流れている(浮いている)物質のことです。

・浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質。主に粒径が10ミクロン以下のものをいいます。

土壌粒子や火山噴火物などの自然的発生物と、自動車や工場などから排出される人工的発生物があります。

・フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことであり、毒性が小さく、化学的にも安定しているため、冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレー噴霧剤、精密機器の洗浄剤として使われてきましたが、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから近年その削減のための取組が進められています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロン 11、12、113、114、115 については、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、平成7年度末までに生産が廃止されています。

·BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいいます。この値が大きいほど有機物質による水質汚濁が著しいといえます。

・pg(ピコグラム)

1pgは、1兆分の1gとなります。

pH(水素イオン濃度)

酸性、アルカリ性の程度を示す指標で、pH7が中性となり、これより値が小さいと酸性、大きいとアルカリ性になります。 pH O — 7 — 14

酸性 中性 アルカリ性

(参考)牛乳は弱い酸性でpH6ぐらい、石鹸水は弱いアルカリ性でpH8から9ぐらいです。

・ppm(百万分率)

割合を表示する単位であり、百万分の1を 1ppm と表示します。

例えば、1 m (100 万cm) の空気中に1 cm の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物 濃度を1ppm と表示します。

平成20年版富士見市の環境 平成21年3月 発行

富士見市役所 まちづくり環境部 環境課

〒354-8511 富士見市鶴馬1800-1 電 話 049-251-2711 FAX 049-253-2700